

琉球大学学術リポジトリ

戦後米軍刑法と強制売春（4）

メタデータ	言語: ja 出版者: 琉球大学人文社会学部・琉球大学大学院法務研究科 公開日: 2022-11-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 森川, 恭剛 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002019552

戦後米軍刑法と強制売春（４）

森 川 恭 剛

はじめに

1. 布令 144 号 2.4.3.1 条違反事件の裁判記録（琉大法学 103 号）
 2. 布令 144 号 2.4.3.3 条違反事件の裁判記録（琉大法学 104 号）
 3. 1958 年の売春及び売春助長事件の裁判記録（琉大法学 105 号）
 4. 琉球上訴（高等）裁判所の売春関連事件
 - （１）琉球上判 1963・9・20（『琉球上訴裁判所刑事判決綴 1963 年度 2』319 丁）
 - （２）琉球上判 1966・5・10（『琉球上訴裁判所刑事判決綴 1966 年度 1』171 丁）
 - （３）琉球上判 1967・5・26（『琉球上訴裁判所刑事判決綴 1967 年度 1』179 丁）
 - （４）琉球上判 1967・6・7（『琉球上訴裁判所刑事判決綴 1967 年度 2』196 丁）
 - （５）琉球上判 1967・7・25（『琉球上訴裁判所刑事判決綴 1967 年度 2』290 丁）
 - （６）琉球上判 1967・11・28（『琉球上訴裁判所刑事判決綴 1967 年度 3』456 丁）
 - （７）琉球高判 1969・1・28（『琉球高等裁判所刑事判決綴 1969 年度 1』53 丁）
 - （８）琉球高判 1971・3・26（『琉球高等裁判所刑事判決綴 1971 年度 1』33 丁）
 - （９）琉球高判 1971・5・25（『琉球高等裁判所刑事判決綴 1971 年度 2』111 丁）
 - （10）琉球高判 1971・5・14（『琉球高等裁判所刑事判決綴 1971 年度 2』146 丁）
- （以上本号）

4. 琉球上訴（高等）裁判所の売春関連事件

アメリカ統治下の沖縄には米軍要員を相手方とする特別な売春罪があったが、それだけではなく一般的に強制売春罪の諸規定があり、1957 年の刑事裁判所では前借金で売春者を拘束する管理売春は違法であって布令 144 号 2.4.3.3 条違反の罪にあたるとする有罪判決が出ていた（本研究ノート (2)166 頁以下）。しかし A サイン制度が導入されると 1960 年代の沖縄では「売春は公認されたもの」とみられるようになる。それは、事実上、米軍要員にとって安全な（性病

罹患のおそれのない)買春を可能にしようとする売春管理政策であり、違法な管理売春を実質的に「認可」した。そのため、沖縄で売春をすれば、公娼制度や従軍慰安婦制度の被害者がそうであったように、また、多くの性犯罪被害者がそうであるように、性暴力の被害者としては沈黙させられた(本研究ノート(3)47頁以下)。つまり沖縄には売春防止法はなかったが、強制売春罪があって、それは犯罪なのであったが、しかし買春のために強制売春の容認された社会の中で売春は善くないことであるという原則論を述べても、また、売春罪で売春者を摘発しても、違法な管理売春はなくなり、かえって売春者の利益は侵害されていた。そして「性暴力としての売春」(売春をすれば貶められ、性暴力の被害者としては沈黙させられるような社会的慣行として売春があること、と暫定的に理解しておく)の被害が認識できなくなったのであった。

では、売春防止法はあっても性産業や売春で性的利益を侵害される者の少ない社会の中で自由意思による売春は悪くないと説くべきなのかといえばそうではないであろう。1955年のコザ地区では「道徳と経済のはざままで『パンパン』がいけないものと言えずに悩む高校生」が半数に達することがアンケート調査から明らかになった¹。この割合がさらに増えておれば、60年代に違法な管理売春をなくすことができたとは思えない。問題は、公娼制度や従軍慰安婦制度のような組織的な性暴力との連続性を意識して被占領地沖縄で「公認」された強制売春の違法性を再考し、現在を見つめ直すことにある。これが本研究ノートの目的であった。

このような認識の前提にあるのは、1950年末頃まで沖縄でみられた売春関連事犯の刑事規制が、それ以降は著しく緩和されていったことである。あらためてこの点を統計的に確認しておきたい。表1は『琉球警察統計書』から道徳に反する罪(1949年布令1号2部5章及び布令144号2部4章の罪)の検挙人員数を、また、表2は『琉球検察統計』から1957年以降の道徳に反する罪等の受理人員数等を整理したものである。表1の「密売淫」「媒合」「娼家」「人身売買」は米国民政府布令144号(1949年布令1号)の道徳に反する罪のうち、それぞれ2.4.2.1条(2.5.2.1条)、2.4.2.2条(2.5.2.2条)、2.4.2.3条(2.5.2.3条)、

1 安次嶺美代子「基地の街の子どもたちとジェンダー」富坂キリスト教センター編『沖縄にみる性暴力と軍事主義』(御茶の水書房、2017年)60頁。

2.4.3.4 条 (2.5.3.4 条) に対応するであろう。ただし例えば布令 144 号 2.4.2.4 条 (米軍要員との売淫目的の婦女輸送) や同 2.4.3.1 条 (18 歳未満の少女の売淫等勧誘等) がどこに分類されているのかは分からない。そして「人身売買」は道徳に反する罪の章に含まれるが、人身売買の目的は売春に限定されない。また、表 2 の「公衆の保健に反する罪」(布令 144 号 2 部 5 章の罪) はハンセン病、性病及び建築禁止区域内の建築に関する罪から成り、内訳は不明である。このような不正確さはあるが大まかな傾向を把握することはできる。なお「婦女に売淫させた者」は婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する立法 (1953 年立法 35 号) 違反の罪を指す。

表 1 から、検挙人員数が 1950 年代後半から低下していることが分かる。そしてこれらの表を見比べると、1961～65 年にかけて検挙人員数と検察庁受理人員数が整合しないが、例えば 1958 年をとると、表 2 の同年の道徳に反する罪の受理人員は 19 名である。ところで同年の米国民政府 (刑事) 裁判所で同じ罪の疑いで裁判を受けた者は延べ 67 名であったから (本研究ノート (3)48 頁)、これらを足すと表 1 の人数 (94 名) に近づく。つまり起訴率が非常に高かったといえることができる。そして表 2 から道徳に反する罪の起訴率を計算すると全体で 37.1% であるが、これを 1961 年までとその後で 2 分すると同年までは 56.9% であり、62 年以降は 23.0% である。1956 年以前の起訴率については検察統計がなく調査困難であるが、1952 年と 53 年の司法統計によれば治安裁判所の道徳に反する罪の受理人員はそれぞれ 1,194 名 (有罪 1,184 名) と 192 名 (有罪 177 名) である²。52 年は警察統計の検挙人員を上回るのであるが³、ともかく起訴率はやはり高かったといえそうである⁴。つまり 60 年代に入ると売春関連事犯は起訴率も低下したといえることができる。

2 琉球上訴裁判所調査課『琉球に於ける戦前戦後の裁判所概況』(1954 年)。1952 年の有罪 1,184 名の内訳は拘留 4 名、罰金 941 名、1 月以内 152 名、3 月以内 74 名、6 月以内 12 名、1 年以内 1 名である。

3 被疑者を逮捕した米軍関係機関から琉球警察に引き渡されることなく、米国民政府の簡易裁判所で即決の裁判を受けた者がいたと考えられるが、琉球政府の治安裁判所ではそうした場合は想定しにくい。1952 年までは年間数百人の売春者の検挙が続くので、未済人員の比率が高かったのかもしれない。ともかく司法統計と警察棟計で約 400 名の開きがある点については今のところ十分な説明ができない。

表1 道徳に反する罪の検挙人員（1946～1971年）

	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58
人身売買					2	9	14	6	9		1		3
密売淫	174	281	406	556	755	575	705	204	570	504	120	100	55
媒合	13	121	84	229	198	72	54	12	15	8	5	12	20
娼家	9	59	24	13		17				17	5	18	19
	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71
人身売買			4								1		
密売淫	48	35	14		—	—	—	12	22	2	3	2	3
媒合	2				—	—	—	—	—	—	—	—	—
娼家	4	2	1		—	—	—	2	1	2			1

* 琉球政府警察局『琉球警察統計書』1962年「特別法令違反及び布告布令違反検挙人員調」、1963～64年「行政犯年次別違反調」、1965年「特別法令違反年別検挙状況」、1966年「特別法令違反事件検挙状況」、1967～71年「特別法令違反事件検挙状況調」より作成。なお、同統計書1957年の第1表「犯罪発生並びに検挙調」によれば同年の密売淫は検挙件数100、検挙人員89、媒合及び容止は検挙件数30、検挙人員31。表中の「—」は元表に該当項目なし。

この変化を決定づけたのは、1957年の大統領行政命令を受けて、布令144号の売春罪や性病罪等の第一次裁判権が翌58年に沖縄の軍裁判所（米国民政府刑事裁判所）から民裁判所（いわゆる琉球政府裁判所）に移譲されたことであった（本研究ノート(1)47頁以下）。以下で紹介するのは、その1960年代以降の琉球政府裁判所の売春関連事件である。受理件数が低下し、売春罪の運用も消極化したと考えられる中で、何が刑法的関心の対象として残ったのかを知ることができるであろう。もちろん拾い出せたのは全部で10件であり（後掲表3）、しかも上告審の事件であるから、そこから全体像を把握することは困難である。しかし被害者はすべて18歳未満の者であり、これは偶然ではな

- 4 1950年代前半において起訴率が高くなる点については手続上の理由がある。1949年布令1号1.4.3条は、逮捕後48時間以内に軍の簡易裁判所または民の治安裁判所で、予備審理を開き、または軽罪については予備審理に代えて即決の裁判を行うことができる旨を規定する。それゆえ簡易裁判所または治安裁判所の令状なしの勾留期限は原則48時間であった（同布令1.4.3.1条）。これらの規定は民政府布令144号にも引き継がれており、また、1952年発布の民政府布告12号「琉球民裁判所制」2条2項3号、同条6項も同旨である。しかし1956年10月に日本法に倣う琉球政府の刑事訴訟法（1955年立法85号）が施行され、民の裁判所では予備審理と即決裁判が開かれなくなる。これに伴い、1958年7月発布の布令144号改正7号は、沖縄の住民に対する裁判権を原則として民の裁判所に委ねた上で（但し例外の範囲が広いのであるが）、1.4.3.1条を「民政府裁判所の裁判官が正式に勾留状を発行しない限り、何人も逮捕後48時間を超過して勾留してはならない」と改正し、さらに1961年6月発布の改正16号は、同条を削除した。

いと思われる。概して検察官は被害の重さを強調している。それは 50 年代の軍の裁判所の 2.4.3.1 条違反事件の裁判でも裁判官の姿勢として見られたことであった(本研究ノート(1)66頁、81頁)。強制売春は①18歳未満の者に対するもの、②売春者の意に反するもの、③前借金で売春者を拘束するものに分類

表2 道徳に反する罪等の検察庁受理人員(1957～1971年)

			受理人員		既済				未済	
			旧受	新受	起訴	公判 請求	不起訴	中止		送致
57	全琉巡回検察庁	人身売買		1			1			
	全琉治安検察庁	道徳に反する罪		10	3		7			
		公衆保健に反する罪		2	2					
58	全琉巡回検察庁	人身売買		4			2			2
	全琉治安検察庁	道徳に反する罪		19	11	(7)	3			5
59	全琉巡回検察庁	道徳に反する罪	2	4		(2)	2		2	
	全琉治安検察庁	道徳に反する罪	5	50	34	(1)	16		2	3
		公衆保健に反する罪		1	1	(1)				
		婦女に売淫させた者		1						1
60	全琉治安検察庁	道徳に反する罪	3	34	19		18			
		公衆保健に反する罪		1			1			
		婦女に売淫させた者	1		1					
61	全琉巡回検察庁	道徳に反する罪		13			3		4	5
	全琉治安検察庁	道徳に反する罪		17	6		7		2	2
		公衆保健に反する罪		1			1			
		婦女に売淫させた者		7	3		2		2	
62	全琉巡回検察庁	道徳に反する罪	5	4	2	(2)	4		2	
	全琉治安検察庁	道徳に反する罪	2	41	8		32		1	2
63	全琉治安検察庁	道徳に反する罪	2	14	6		9			1
64	全琉巡回検察庁	道徳に反する罪		1					1	
	全琉治安検察庁	道徳に反する罪	1	47	6		38	1	1	2
65	全琉巡回検察庁	道徳に反する罪		1	1	(1)				
	全琉治安検察庁	道徳に反する罪	2	24	8		15		1	2
66	全琉巡回検察庁	道徳に反する罪		3	1	(1)	1			1
	全琉治安検察庁	道徳に反する罪	2	11	2		11			
67	全琉巡回検察庁	道徳に反する罪	1				1			
	全琉治安検察庁	道徳に反する罪		22	4		17			1
68	全区検察庁	道徳に反する罪	1	5	3		3			
69	那覇地方検察庁	道徳に反する罪		1					1	
70	那覇地方検察庁	婦女に売淫させた者		2	1	(1)				2
	全区検察庁	道徳に反する罪		2			2			
71	那覇地方検察庁	婦女に売淫させた者	2	2			4			
	全区検察庁	道徳に反する罪		4			4			

できる。そして60年代の沖縄では③が②や①を含んで「公認」され、強制売春の違法性がいっそう見失われていく。それでも①が重大犯罪であるとする認識は放棄されていない。③の「公認」される社会であればなおさら①の違法性だけでも強調されねばならなかったと推察できる。いいかえれば、違法性の判断基準が③と①で使い分けられており、それがあからさまにもなるのであり、ここに問うべき論点がある。

しかし、以下の裁判記録を読めば、18歳未満の者に対しても容赦のない力が働き、被害者らが強制売春に引き込まれていったような印象を受ける。それは18歳以上の者であれば、個人の意思の力で容易に跳ね返せるようなものではなく、むしろ押し止められない力が横溢して、年齢など十分に考慮する暇もなく、人々に影響力を及ぼした現実があったように思われてくる。それゆえ③を「公認」しながら、他方で①や②は違法であると説いてもそれらを防止できるとは思えない。それどころか弁護人らの上告趣意を読めば、被告人から被害者への責任転嫁のあることが分かる。それは①を③に含めて追認するような議論であり、これも軍の裁判所で見られたことであったが(本研究ノート(1)56頁、80頁)、その悪事を選択したのは売春者本人であると考えられている。売春は悪いことであるのに、それを選択するのであれば責められるべきである。こうした理屈で(実際には米軍の性病予防の目的が優越していたのに)売春者処罰が合理化されてきた。

つまり1960年代の琉球政府裁判所で①の是非をめぐる二つの考え方が示された。第1に③から①を引き離そうとする考え方であり、第2に①を③に含めて追認するような考え方である。一見すると、それらは検察官と弁護人からそれぞれ主張されており、対立している。ここが重要な点である。しかし、売春は悪いことであるから、強制売春も悪いと考えれば、両者は矛盾しない。18歳未満の者は売春を選択しないと擬制される限りで①が容認できないのであれば、売春者処罰と①の違法論は両立している。二つの考え方は、売春を選択することは性的にふしだらで善くないとする点で共通する。つまり、実是对立する二つの立場がそこにあるのではないのに、反対に、その共通する性規範が①をめぐる対立の影に隠れてこれを下支えする形となり、結果的に③が容認されてしまっている。

しかし、18歳未満の者が強制売春に引き込まれ、その性的利益が侵害されていると認識するのであれば、売春は必ずしも悪くない、と命題をひっくり返して①の追認論に転ずるわけにはいかないものであり、この意味で①の違法性は強調されねばならなかった。問題は、売春そのものの是非にあるというよりは、二つの立場の共通点にあり、それが同時に占領軍の売春管理政策に共有されており、そのため③の強制売春が「公認」されていることにある。米軍からすれば、性病罹患のおそれがないければ、対価を支払って性行為を加えることのできる被占領地の女性がいることは何も悪いことではなかった。その女性が18歳未満の者であってはならない理由を占領軍が有するのも疑わねばならない。売春助長者にしても同じであろう。そして性産業の就業人口は少なくなく、売春は一般的に違法でもなく、それで綱渡りのような生計を立てることはできたのであり⁵、また、特に米軍要員を相手方とする売春は米軍要員との接触の機会でもあり、交際や婚姻に発展することがあった。しかし、売春は善くないこと、つまり原則として(同意や年齢等の条件を満たさなければ)性行為の対象にはならない女性と対価を支払えば性行為を加えることのできる女性との間には、価値的な優劣があることにしておけば、前者の女性のために強制売春を禁止しながら、他方で後者の女性を相手方とする買春のために、実質的にこれを「認可」する矛盾は、後者の女性が経済的な搾取の対象となって受け止めるばかりで社会的には追認される。まさしくこのために売春をすれば摘発の対象とされ、また、実際に弁護人が「ズベ公」と呼ぶなどして被害者を貶めているように、売春という形態で性行為を選択すれば軽蔑の対象とされ、性暴力の被害者としては沈黙させられる。つまり売春(善悪の両義的な性的なこと)を理由として売春をする者の差別的な取扱いが社会的にも法的にも合理化されている。売春者の摘発とは、前者の部類の女性としては取り扱わないということであり、差別行為なのである。それは歴史的にはジェンダーを理由とする差別(性の二重基準)の一つの現れ方であるといえるが、摘発にせよ侮辱にせよ性病検診にせよ、こうした差別行為の理由はあくまでも売春にある(「性暴力としての売春」の違

5 基地依存経済の中の性産業の位置づけについては旧コザ市に関する小野沢あかねの研究がある(小野沢「米軍統治下沖縄における性産業と女性たち」年報日本現代史 18号〔2013年〕69頁以下)。

表3 琉球上訴（高等）裁判所の売春関連事件

	裁判年月日	事件	裁判結果	上告人	上告理由	被害者(年令)	前借金
①	63・9・20	営利誘拐・横領	上告棄却(懲役3年)	被告人	事実誤認 量刑不当	N (13 未滿)	50 弗
②	66・5・10	布令 144 号 道德に反する罪	上告棄却 (懲役 1 年)	被告人	量刑不当	E (14)	あり
③	67・5・26	児童福祉法 36・1(8)違反	上告棄却(無罪)	検察官	事実誤認	G (16)	500 弗
④	67・6・7	児童福祉法 36・1(8)違反	上告棄却(懲役 6 月執行猶予 1 年)	検察官	量刑不当	(16)	あり
⑤	67・7・28	児童福祉法 36・1(9)違反	破棄差戻	弁護士	量刑不当	A (16)	不明
⑥	67・11・28	営利誘拐・詐欺	破棄自判(懲役 2 年)	弁護士	事実誤認	G (18 未滿)	500 弗
⑦	69・1・28	児童福祉法 36・1(7)違反	破棄差戻	検察官	量刑不当	A (15 未滿)	不明
⑧	71・3・26	児童福祉法 36・1(8)違反	破棄自判(懲役 1 年執行猶予 2 年)	検察官	量刑不当	U (17)	1535 弗
⑨	71・5・25	営利誘拐	上告棄却(懲役 3 年)	被告人	事実誤認 量刑不当	M (16) S (17)	1200 弗 800 弗
⑩	71・5・14	児童福祉法 36・1(8)違反	破棄自判 (Z 懲役 1 年、N 懲役 1 年執行猶予 3 年)	検察官	量刑不当	F (17)	不明

法性は、ジェンダーに基づく買春行為の性暴力性にあるというよりも、人が売春をする者として差別行為の対象にされることにあり、この差別を跳ね返すための概念として「セックス・ワーク」がある)。占領軍によって法的に醸成された偏見に塗れてこの種の差別行為が横行しているのが違法な管理売春の「公認」された社会の現実である。そこでは年少の被害者も刑事裁判で貶められたのである。

さて、以下の事例は『琉球上訴（高等）裁判所刑事判決綴』に収録されている売春関連事件である。この資料は琉球大学旧法文学部法政学科が、琉球上訴裁判所（1968 年から琉球高等裁判所）の判決謄本を複製して簡易製本したものであり、1954 年から 1971 年までの全 44 冊が保管されている⁶。製本年等は記されておらず、全冊に「法文学部消耗品」の判が押ししており、年毎に丁数を表す連番が付されているが、これが原本にあったものかは判然としない。これまで研究利用に供されていない資料であるが、事件目録を作成した上で、事件名から売春と関連すると思われるものにあたり、関連性を認めた限りで取り出したのが次の 10 件である。

6 但し 1957、59、60 年の 3 年分が欠落している。また、1966 年の 3 分冊については 2 セットがあり、それぞれ全 630 丁と 470 丁である。後者の冒頭には 1965 年の事件記録が綴じられており、そして 1966 年の事件については、前者には収録されているが後者にはないものがあるため、本稿では前者の 3 分冊を利用した。

10 件のうち①⑥⑨の 3 件は、営利目的で被害者を誘惑し、料亭等の女給として稼働させ、被告人がその前借金を取得するという形態の営利誘拐事件であり、いずれも実刑判決が出ている。もちろんこれらの事件の被害者がその後売春に従事したのかは不明というべきであるが、例えば⑨事件の被害者 2 名のうち 1 名は「客を取る店であることは十分知っておりました」と述べている。また、⑥事件の被害者 G は、③の児童福祉法（1953 年立法 61 号）違反事件の被害者でもある。G は、⑥事件の被告人 I と山原派暴力団の者から暴行・脅迫を加えられ、I との交際を強要された。そして嘉手納の料亭で女給として住込み稼働させられ、I がその前借金 500 ドルを得た。その後、③事件の被告人が、嘉手納の料亭に G の前借金 500 ドルを支払い、G をキャバレーの女給として雇入れ、米兵等を相手に売春させていた。また、⑤は児童福祉法 36 条 1 項 9 号（「児童に淫行させる行為」等をするおそれのある者に「情を知って児童を引き渡す行為」——日本の現行法の 34 条 1 項 7 号）違反事件であるが、被告人は盛り場で知り合った被害者とホテルで同宿し、翌日には特殊飲食店に就業を斡旋した。これらの事案から、どのように未成年者が料亭等にいわば売られて、前借金で拘束され、売春させられることになっていたのかを理解することができる。

②事件は、司法統計年報等を確認する限りでは、1958 年以降の琉球上訴（高等）裁判所が布令 144 号の道徳に反する罪を審理した唯一のものであるが⁷、前借金を得る目的で父親が娘を売春街のカフェで働かせたという事案である。適用罰条は明記されていないが、2.4.3.1 条であると思われる。

他の 6 件は児童福祉法違反事件である。同法 36 条 1 項 8 号は「児童に淫行させる行為」を禁止し、同号の規定に違反した者は「10 年以下の懲役又は 6 ドル以上 85 ドル以下の罰金」に処される（同法 62 条 1 項）。「児童を使用する者」の場合は「児童の年令を知らないことを理由として」「処罰を免れることができない。但し、過失のないときは、この限りでない」（同条 3 項）。日本の現行法のそれぞれ 34 条 1 項 6 号、60 条 1 項、4 項にあたる。③事件では、

7 1958 年から 68 年までは『司法統計年報』に上訴（高等）裁判所の罪名別新受件数表がある。ただし 58 年 4 月～6 月の統計書のみは未見である。また、62 年と 63 年については布令 144 号違反の受理件数がそれぞれ 3 件、4 件と記載されており、内訳が不明である。68 年以降の『司法統計年報』には同表はないが、本稿表 2 の検察統計から琉球高等裁判所への上訴事件はないといえる。

原審がこの過失を認めず被告人を無罪としたので、検察官が上告したが棄却された⁸。④事件は、検察官が量刑不当を主張したが、これも棄却されている。⑤事件は、前述のとおり9号違反事件であるが、被告人は「児童を使用する者」にあらず、また、年齢認識の点で故意もないとされ、原審有罪判決が破棄差し戻された。これらに対して⑥は、7号（日本法の5号）違反事件であるが、検察官が「厳たる刑罰」によって対処する必要性を訴えている。同様に⑧と⑩の2事件でも、裁判所は検察官の量刑不当の主張を認める判断を示している。

なお、これらの他に琉球高等裁判所事務局『家庭裁判所年報（自1957年至1963年）』（1970年）には、(ア) 虞犯保護事件（中頭巡（家）決1963・12・9）と(イ) 児童福祉法違反事件（中頭巡（家）判1963・4・10）の2件が収録されている。前者は、家出をした中学校2年生が飲食店で女給として住込み稼働し、売春をしたという事案である。后者は、バーの経営者である被告人が18歳未満の者を女給として雇入れ、住込ませて不特定多数の外国人遊客を相手に1回あたり2ドルの対価で売春させた事案であるが、弁護人が「保健所の健康診断書に写真を添付して満20才」と記載されていたことなどから、年令不知に関する過失はないと主張したのに対し、「少くとも戸籍抄本、住民登録票等の取寄せ、保護者に問い合わせる等可能な限りその年令の探索に努むべきである」のに、「○子の母親○代に会った際にも年令の点について全然一言も触れていない」などの点を指摘して過失を認定している。

また、琉球上訴裁判所刑事判例集には、(ウ) 琉球諸島軍政府布令第1号第5章違反被告事件（琉上判1953・10・20琉上刑集2巻1号164頁）、(イ) 営利誘拐・強姦・説得売淫並びに18歳未満の少女入手被告事件（琉上判1958・5・30琉上刑集6巻150頁）、(カ) 営利誘拐等被告事件（琉上判1960・8・19琉上刑集8巻333頁）の3件が収録されている⁹。(カ)は、(イ)の差戻審に対する上

8 日本の裁判所では「婦女を接客婦として雇い入れるには、客観的な資料として、戸籍抄本、食糧通帳、もしくは父兄などについて精確な調査をなすべき注意義務がある」とされており、「児童が年齢を詐称したため、その体格などをみただけで、その他適切な方法をとらなかった場合」「児童の体格などの外見のみを轻信した場合」等は過失がないときにあたらない（日本弁護士連合会編『売春と前借金』〔高千穂書房、1974年〕232頁以下）。

9 いわゆるコザ女給殺し事件は、3度の第1審有罪判決が上告審で破棄差し戻され、4度目の上告審で無罪判決が確定した。被告人はバーの経営者であり、被害者は奄美出身の女性であり、同店で米兵相手の売春をしていた。これについては別稿で検討したい。

告審である。

(ウ) 判決は、1949年布令1号2.5.1.1条の「売淫」の判断方法について、「具体的事実について凡ゆる事情を考察した後、専ら対価を得て淫を捧げたかどうかを決めるべきで、淫と報酬とが存するときは必ずそこに常に売淫ありといふことは出来ん」と判示して、「情夫なる者の貢ぐ財物」と「肉の切り売りをして其の対価を稼ぐ所謂パンパンなる者の利得」を区別している。事案は、被告人(年齢記載なし)が、1951年4月初め頃から同年12月12日まで、米軍要員の「情婦となりその報酬として1ヶ月B軍票3千円宛を受け」「情交を継続していた」というものであり、原審は同布令2.5.2.1条の売春罪を適用して被告人を罰金千円に処した。これに対して検事長が非常上告したのであるが、その理由は、「正式に結婚して近く渡米することになっている」「子供が出来ている」「本件の様に誤れる判決の為に正式の結婚が出来ず将来に大きな不幸を齎らすといふことは、他の事と異なってしのびない」という点にあると説明されている。

(I) 判決は、被告人による被害者A他6名に対する後述の行為が、営利誘拐罪、強姦罪又は1949年布令1号2.5.3.1条(「18歳以下の娘をその承諾あると否とを問わず売淫の家又は売淫の実行せられる場所に於て売淫又は淫蕩其の他の不道徳行為の商的実行に従事せしめる為に故意に説得し誘惑し入手することを禁ずる」)に該当するとして起訴された事案の上告審であり、弁護人の主張する手続違反(公判更新時の証拠調手続の違反等)を理由として破棄差し戻されている。原審(中頭巡判1957・10・31 琉上刑集6巻160頁)の認定事実によれば、被告人は、第1に、1946年9月初め頃、大阪天王寺駅付近で家出中のA(当14年)を欺き誘惑して自宅に連れ込み、その後姦淫し、さらに同年11月に沖縄に引揚げてから1951年7月まで、「Aを妾同様に同居中継続して姦淫し且つ自己の病氣療養生活費等に充てるため名護町内の農家やそば屋に、女中奉公をさせ、或は具志川村平良川、読谷、勝連村西原、名護、同島袋部落等に於て売淫させ或は料亭那覇に下足番として奉公させ」、第2に、1946年9月末頃、大阪駅でB(当14年)を欺き誘惑して自宅に連れ込み、沖縄引揚後、1947年初め頃から1951年7月頃までの間、農家等で女中奉公させたほか、「読谷、羽地の山、名護、小禄、金武湾、具志川村平良川、名護町喜瀬、普天間、本部

の山の各地に於て売淫させ、尚料亭那覇に女給として働かせた上売淫させ」、もって、「孰れも給料並に売淫により収入合計約 50 万円を利得し、誘拐の目的を遂げた」(強姦罪、営利誘拐罪)。第 3 に、被告人は、1953 年 7 月 30 日、那覇劇場で C (当 12 年) を誘惑して自宅に連れて来て、「パンパンしなさい」と説得し、翌 31 日から被告人宅や中城村島袋区在二世キャンプ等において外人相手に売淫させたほか、自宅等で C を姦淫した (強姦罪、布令 144 号 2.4.3.1 条違反の罪)。第 4 に、被告人は、同年 7 月 15 日頃、那覇劇場付近で D (当 14 年) を誘惑して自宅に連れて来て、同日から翌 8 月 15 日まで、前記同所等で外人約 20 名を相手に売淫させて、その報酬を自己着服した (布令 144 号 2.4.3.1 条違反の罪)。第 5 に、被告人は、1952 年 2 月頃、那覇市珊瑚座付近で E (当 19 年) を誘惑して自宅に連れて来て、前記同所で二世を相手に売淫させ、その報酬を自己着服した (布令 144 号 2.4.3.1 条違反の罪)¹⁰。第 6 に、被告人は、1953 年 2 月頃、那覇市珊瑚座付近で F (当 17 年) を誘惑して自宅に連れて来て、同日、自宅においてフィリピン人を相手に売淫させて、その報酬を自己着服した (布令 144 号 2.4.3.1 条違反の罪)。第 7 に、被告人は、同年 8 月 13 日頃、那覇劇場付近で G (当 17 年) を誘惑して自宅に連れて来て、売淫させようとした (布令 144 号 2.4.3.1 条違反の罪)。以上の罪により、被告人は懲役 5 年に処された¹¹。なお、第 3 から第 6 の事実に対して営利誘拐罪は適用されていない。

これに対して差戻審 (中頭巡判 1959・11・20 琉上刑集 8 卷 342 頁) は、C に対する強姦を除き、前記同様の事実を認定した上で、A と B については営利誘拐罪のみを認め、また、C 他 4 名については同様に布令 144 号 2.4.3.1 条の罪を適用し、被告人を懲役 2 年に処した。これに対して弁護人が、布令 144 号は行為時に発布されていないのであるから、1949 年布令 1 号の罪が適用されるべきであるなどとして上告した。(イ) 判決は、この法令適用の誤りを認め、破棄自判して刑を維持した。

10 E は「当 19 年」とあるので、18 歳未満の者に対する売春勧誘罪が成立するのかが疑問であるが、弁護人もこの点を問題にしていない。(イ) 事件の原審判決では、E は「当時 18 才」である。

11 (イ) 事件の弁護人安里積千代の上告趣旨によれば、これらの事実が発覚したのは、A らによる被告人の殺人未遂事件が起きたためであったようである。安里は次のように指摘する。「被告人からの干渉や監督の手から自由勝手な生活に入るべく被告人を殺害せんとして果さず、その

(1) 琉球上判 1963・9・20 (『琉球上訴裁判所刑事判決綴 1963 年度 2』
319 丁)

1963 年 (な) 第 27 号

判 決

本籍 名護町 [以下略]

住居 同町 [以下略]

無職 ****[男、以下H] 昭和 12 年*月*日生

右の者に対する営利誘拐、横領被告事件につき、1963 年 5 月 21 日国頭巡回裁判所の言渡した判決に対し、被告人から適式の上告申立があったので、当裁判所は検察官山城正利出席の上審理して次のとおり判決する。

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

上告趣旨は、末尾添付の弁護人上間哲夫の上告趣意書写記載のとおりである。

上告趣意第 1 点について。

論旨は、原判決には重大な事実誤認ないし審理不尽の違法があるというにある。よって、所論に基き記録を検討するに、

(1) 所論前段の****[女、本件営利誘拐の被害者、以下N] が言ったという事項は、被告人の原審公判廷における供述並びに検察官に対する供述調書の記載により認め得るけれども、Nの検察官に対する供述と相違しているし、Nの生立、年令、被告人とは全く未知の間柄であった点を考えると、Nの言葉としては不自然であり、信憑性に乏しいものと思われる。

(2) Nが被告人に対しては石川出身であると告げながら、小料理店吉原の女主人****
**に対しては安謝の者と言い、名前を金城和子と出鱈目を言ったとするも、家出人が

事が殺人未遂罪として事件化する段になって自己のこの犯罪行為の責任を免れるために被告人を無理にでも悪者扱いにし殺人事件の弁解の具に供して自分等の立場を有利にせんと策しての供述である。又事実そのために殺人未遂の罪を犯しながらその刑責を問われなかったのである。このような事情の下における供述に対し原審は甚だしい先入主をもってこの審理に当たっている」と。さらに安里は「被害者と称する者が凡て通常の良家の子女といったものでなく年端もいかないのに男を知り淫行を敢えてするを拒みもせず寧ろ自ら進んでこれをもって生活の道とした所謂戦後派の不良少女と称すべき者である」と述べて量刑不当を主張した。

出身地をいつわり又は偽名を使うのは通常ありうることで何ら異とするに足りないから、そのことだけでNの供述が全部信用できないとはいえない。

要するに、被告人は中学を出て東京に行き 9 年も働いて来たという 26 才の青年であるというから、社会生活にも相当経験のあることが認められ、これに反しNは 13 才に満たない田舎の小学 6 年生であったことを考えると、所論のように被告人がNの誘惑に乗ぜられたものとは到底考えられない。

次に所論は、被告人の誘惑や脅迫によって強制的に働かされたと認むべき確実な証拠は存しないので別罪は兎角、営利誘拐罪は成立しないというのである。

しかし、原判決はNが被告人の脅迫によって強制的に働かされたとは認定していないし、又脅迫は営利誘拐罪の構成要件でもない。しかして、原判決認定の事実はすべて原判決挙示の証拠を総合すれば十分認め得るのであり、Nが田舎の小学校 6 年生であることを考えると、被告人がNに映画を見せたり、食堂で食事をさせたりして同女の歓心を買ったのは同女を誘惑したものとイえるから、原判決に事実誤認の違法はない。

次に、Nの司法警察員に対する供述調書の記載と検察官に対する供述調書の記載を対照するに、司法警察員に対しては最初被告人に出会った時刻は午後 6 時半か 7 時頃であったといい、小料理店吉原で働くようになったのはその晩からであった旨を述べ、検察官に対しては原判決認定のとおり述べていて相違するところが認められるが、その他に重要な点で矛盾するところや曖昧な点はない。しかして、このように証拠の間に相違する点のある場合は、総合判断の過程において最も信憑力があり、且つ合理的な部分が採用され、それに反する部分は排斥されて犯罪事実が認定されるのである。右Nの供述中、検察官に対する供述は被告人の供述とも一致するので原審において採用され、司法警察員に対する供述は採用されなかったものと認められる。それ故、Nを証人として尋問しなかったとするも審理不尽の違法があるとはいえない。

上告趣意第 2 点について。

論旨は、原判決の刑の量定は重きに過ぎるというにある。しかし、刑の量定については原判決で詳細に説示するところであり、記録により所為の事実その他諸般の事項を斟酌するも、原判決の刑の量定は破棄しなければならない程不当であるとは考えられないから所論は採用できない。

よって、本件上告はすべて理由がないので刑事訴訟法第 424 条、406 条に従い主文のとおり判決する。

1963年9月20日

琉球上訴裁判所

裁判長裁判官 玉城栄助 裁判官 宮城藤義 裁判官 山城政正

上 告 趣 意 書

1. 原判決には重大な事実誤認ないし審理不尽の違法がある。原判決事実によれば被告人が家出人Nに対して愛しているとか、その他甘言を用いて誘惑したと認定しているが、それは全く逆である。即ち被告人の原審公判廷における供述並に検察官に対する供述調書の記載によれば判示日時頃長沙亭附近を通行中のNに対し何気なく遊ばないかと言ったらNが長沙亭下の浜に行ったので、ついて行きNの前に立ったら相手は「愛してくれるね」と言うので「はい愛するよ」と言いました。それから彼氏はいないのかと尋ねたらNは「彼氏はオリオンビールに勤めているが面白くないので出て来た」と言っていました。との供述等から考え合せてみると、むしろ被告人はNの誘惑に乗せられた恰好である。

Nは13才の少女とのことであるが当時学生服をつけていた訳ではなく、長いタイトスカートと薄茶色の襟なし7分袖ブラウスを着用し身体も大柄であったとのことであるから、一人前の娘に見えた筈であろうし又事実脅迫されたとするならば賑かな大通りに出て助けを求めるのが当然であるのにNはわざわざ人通の少ない浜辺に下りてゆき且つ時間的にも遅く未知の男性に対し「愛してくれるね」とか「彼氏との間が面白くないので出て来た」等と被告人に何等かの期待を持たせ歓心をひくような口吻を漏らしたこと自体暗示的な誘惑と謂うべきである。殊にNが被告人に対しては石川出身であると告げながら吉原の女主人*****に対しては安謝の者で名前は金城和子だと出鱈目な嘘をついていることは同人の供述が信用出来ないことを証明するものである。

右のような動機と過程を経て被告人とNが親近感を持ち、お互いに心を許し合ったとしても何等あやしむに足りず、その結果Nが飲食店吉原で働くことに同意したものと認めるのが相当である。

原審はNの供述に重点を置いて本件犯行の動機及過程を評価判断しているようであるが1件記録を仔細に吟味してみると、被告人の誘惑や脅迫によって強制的に働かされたと認むべき確実な証拠は存しないので別罪は兎角営利誘拐罪は成立しないと料する。

而も被告人は自己に不利益になるような点までも正直に述べ且つその供述は終始一貫

しているのに反しNの供述は相互に矛盾する点が多く曖昧で信憑性に乏しい。

然るに原審は矛盾し相反する証拠を掲げて本件犯罪事実を認めているが、これではどの証拠によって判示事実を認定したか不明であるから結局破棄を免れない。

又このように矛盾する証拠が存する場合、職権を以て証人又は本人尋問をするなりしてその矛盾を正して慎重に審理判決すべきであるのにその挙に出なかったことは審理不尽と謂うべきである。

2. 原判決は刑の量定重きに過ぎるものがある。原判決は被告人に対し懲役3年の実刑を量定しているが通常の誘拐事件の如く被告人が甘言を弄して誘惑したり或は脅迫等の手段を用いて相手の意思を抑圧したと云う事実があるならば、右刑の量定は相当かも知れない。然しながら本件の動機及び過程は前述したとおりむしろNから誘発せられた偶発的事件であって独り被告人のみ責任を負荷することは問題である。

成程被告人が飲食店吉原の女主人から金50弗を前借した事は事実であるが、Nは自ら働くことに同意し、自分で一旦金子を受領して後被告人に手交している事情等から考えた場合、直ちに営利誘拐であると断定する訳にはいかないものがある。仮に営利誘拐と認定出来るとしても右情状の外に被告人には前科もない上に年令的に未だ25、6才の若さであり且つ犯行後は改悛の情顕著なるものがあって一日も早く罪の償をして本土に渡り更生しようとの決意を固めておりますので、被告人に対する刑責は懲役2年執行猶予4年が相当で、直ちに実刑3年を科した原判決は刑の量定不当である。

1963年7月26日

右辩护人 上間哲夫

琉球上訴裁判所 御中

(2) 琉球上判1966・5・10(『琉球上訴裁判所刑事判決綴1966年度1』171丁)

1966年(な)第10号

判 決

本籍 **村 [以下略]

住居 那覇市 [以下略]

易業 ****[男、以下O] 大正5年*月*日生

右の者に対する布令144号(道徳に反する罪)違反被告事件について、中央巡回裁判

所が 1966 年 2 月 16 日言渡した有罪判決に対し、被告人から適式な上告申立があったので、当裁判所は検察官山城正利関与のうえ審理して、つぎのとおり判決する。

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人平良専紀及び被告人提出の上告趣旨はそれぞれ末尾添付各上告趣意書記載のとおりであり、本件につき執行猶予を付さなかった原判決を量刑不当として非難するにある。

本件犯行の動機について、被告人の司法警察員に対する供述調書によれば、被告人は娘**〔以下 E〕の前借金によって日本旅行をする予定であったと述べており、現実にはこれ等をビンゴ、パチンコ、飲酒代等自己の遊興に充て、たちまちにして費消しているものであり、とうてい E の異性不純交友関係を断ち親として更生させるための措置であったと解することはできない。本件証拠によれば、被告人はビンゴ等賭事に熱中して多額の負債をおい、欲望のおもむくままにその費用を得んがため E を再度に亘り前借して住み込み奉公させ、果ては未だ中学 2 年生に過ぎない実子を売春婦として前借稼働させるに至っているものであって、その行為たるや、一個の人間としては勿論のこと人の子の親としてまことに人倫に反し非道の極みというほかない。E すら「大阪に行くかも知れないので早く捕えて厳罰に処してくれ」と親子の因縁を超えて実父たる被告人の厳罰を要望するに至っているのである。これ等の事情を考えるならば、所論のその余の諸点を参酌したとしても、本件につき原判決が執行猶予を付さなかったことは相当であり、原判決の量刑に所論の不当があるとは、とうてい認めることができない。

以上判断のとおり本件上告は理由がないので刑事訴訟法第 424 条、同第 406 条に従いこれを棄却し、上告費用は同法第 182 条 1 項但書により被告人に負担せしめないこととし、主文のとおり判決する。

1966 年 5 月 10 日

琉球上訴裁判所

裁判長裁判官 奥島憲雄 裁判官 宮城藤義 裁判官 山城政正

上 告 趣 意 書

被告人 O

右の者に対する御庁 1966 年（な）第 10 号布令 144 号違反被告事件に関する上告趣意を左の通り提出します。

記

本件犯罪はその成立に争う余地はないが、刑の量定が甚だしく不当であると思料しますので以下その理由を述べます。

1. 犯罪の動機、原因等

本件犯罪の動機、原因等について調べてみまするに、被告人は、那覇市〔以下略〕で易業を営んでいる者であるが、その 4 女 E「当時 14 才で、**中学校 3 年生」が不良性を帯び、夜間外出して悪友と交り、男遊びをする等の事実を探知するや驚愕して爾来幾度かその非を論じて訓戒するも聞き入れず、依然夜間外出が続くので遂に業をにやし、そのこと以来被告人は多少自棄気味を起し、毎夜の如くパチンコ屋、ビンゴ屋等に出入して妻子との口論絶間がなく、日本遊行等を思い立ち、一面 E は、これをその儘放任するにおいては、如何なる災厄を招くか測り知れず、熟考の揚句は同女を遠隔の地に女中奉公に派遣するに如かずとなし、予て知り合いの久志村辺野古においてホテル**を経営している****に相談して、1965 年 4 月 19 日頃 E を伴ない、辺野古に至り、右ホテル**に E を雇傭させたのであるが、間もなく同ホテルを抜け出して近くのレストラン「スワープ」に移り、4 日程して更に隣りの割烹「みかど」に転稼し、更に又近くのバー「ラッキー」に鞍替えする等短時日の間に転々と職場を変えたことに被告人等は周章し、同月 28 日頃辺野古のバー「ラッキー」に至りて E を連れ戻そうとしたが、同女が既に落ちついている態度につれ戻すことができずいたところへ、一面同所の主人においては同女が若年であることを理由に雇傭を断ったことによって、茲において同所の主人等の智恵をかり、同女を美里村吉原のカフェー「大阪」に稼働させることを図って遂に本犯に及んだ次第となっております。以上の情況からすると、被告人が本件犯罪を構成するに至った動機は、全く E の身の上を案じての窮余の策の一端に基因するものであって、決して最初から同女を、いきなり、斯る不道徳の行われる場に陥れようとして執った措置でなかったことが判るのであります。従って結果的には大きく非難されるべき状態となっているが、これをその原因又は主観面に目を転じて見た場合、決して悪質非道な行為とは云われず、むしろ憫諒すべき面が多くあったことと思うのであります。

2. 情状について、

しかし乍らこのような事実がたとい前述の如き事情から行われたものであっても、犯

罪として処罰の対象となるべきことは当然であります。翻って被告人の家庭状況を見るにその家庭は現在、内妻****53年、長男**当19年、4女E当14年、次男**当11年の被告人共5名家族であるが、長男は商店の運転手をして目下別居生活をしており、内妻は家事、Eは去る2月末日伊志嶺児童園から引取って来て目下在宅無職であり、次男**は小学校6年生であって日常は被告人の易業による月7、80弗の収入で通常程度の生活を営んでおり、住いは客間6畳に居間兼炊事場4畳半の2室の借家住いで家賃が月17弗、日常生活は全く余裕のない状態である。

尚、被告人の経歴等については、同人は、**村で旧制尋常高校を卒業後間もなく親戚方に下男奉公に遣られ、それから家具店の見習工等をしているうちに、父の借財返済の身代として美里村泡瀬にやられ、そこで奉公先での酷使原因となって精神異常を呈し、約2年近くも自宅監置に附されたが、環境の善化と療養宜しきを得て漸次快復に向い、19才のとき全快してそれから与那原で薬店の外交員又は西表炭坑に工夫として出稼する等転々と職を変えているうちに支那事変により招集され、中支で転戦して日軍勝利の後27歳のとき帰郷し、泡瀬において鍋修繕業を営み、28才のとき結婚して長男と次男が出生し、そこで第二次大戦が激しくなったため家族引連れて熊本へ疎開すべく航行中、船が敵船艦にやられ、妻子等は全員溺死、被告人のみ生存して鹿児島に上陸し、漸次宮城県に居住している間に終戦となり、昭和21年本籍地に引揚げて来て暫らくして伊平屋村出身の****と結婚し、その間に**、E、**が出生したが、昭和31年**[妻]は大腸炎で死去したのでその後子女等の養育のため現在の****を妻に迎えて今日に至っているものであるが、それ以来被告人は一意易業に専念して貧しい乍らも家庭円満に家族を扶養して来ているものであって過去において敢えて非難を受くべき行為は一点もなかったのである。

3. 結論

被告人は、前科もなく、曾て2度程警察、検察庁の取調べを受けたことがあるが、何れも微罪程度であって、本件の情状に影響を及ぼす程のものでなく、しかも本件罪状は前述の如くそれ程悪質重大でもなく、加うるに家庭状況が前叙のとおり被告人のみの収入に頼って生活が維持されている状況にあり、若しその儘実刑に処せられ、1年もの期間刑務所に拘禁されるに至っては、家庭生活は直ちに破滅に陥り、家族は忽ちにして路頭に迷い、重大な結果を将来するのみならず、被告人は曾つて精神病の重症に罹ったことがあって、現在彼れが一番心配しているのがその件でありまして、若し、1審判決通

り実刑に処せられた場合、再発狂の虞れ全くなしとは保障できず、罪は如何に憎しと雖も今一度法の慈雨に浴せしめ、執行猶予の恩典に浴せしめて戴きますよう懇願する次第であります。

今や当人Eも伊志嶺児童園から身受けて来て一家揃って平和な生活を享受しており、被告人も心から反省して従来の遊戯場通いや飲酒等の如き無駄遊びはこれを断ち、只管生業を励んで子女の養育に専念している状況にありますことは、既に改悛の情の顕われと見るべく、更に本事件以来被告人は身柄の拘束は免かれていても神経質の彼れにとって精神的疲労この上もなく、既に公訴提起の目的は達成したりと存ぜられますので、必ずしも被告人の罪がひどく反社会的、非道徳的なものなりとの客観面にのみ重きをおき、実刑を以て臨むべく固持せられることも相当ではなく、何卒被告人自身は勿論、家族のこれからの前途に光明を与えていただきますよう御高配お願い致します。猶、被告人の主張するところによりますれば、本件犯罪の動機、原因については更に有利な証拠等存在するものと認められ、これを今一度取調べられることによって被告人の利益となる点が更に加えられるものと思料されますので何卒（此のことは上告理由にはならないが）前掲各理由に基き破棄差戻しの御判決賜わらんことを茲に哀求して上告の趣旨と致します。

1966年3月25日

右弁護人 平良専紀

琉球上訴裁判所

裁判長裁判官 奥島憲雄 殿

上 告 趣 意 書

今回の私の裁判判決に対しまして不満な点が御座いまして今度上告致しました次第で御座います。裁判に対する私の申し立不十分な点がありましたのでそれにつきまして上訴裁判官殿に再検討を御願い申し上げて私の真意を御認めになられて下さいますよう心より御願い申し上げなければなりません。私は内妻の*****と共謀して実子Eをたたいたりなぐったり折檻して、順調に学校に通っておるのを無理にお金欲しさに辺野古や吉原に身売したのでは決してありません。真実はその逆であります。Eを悪の環境より救い出しかばい助け守る為であったので御座います。

その訳は此の事件が発生しました2、3ヶ月前1965年2月始頃、Eはその当時*****

学校の同級生の女子不良友達のさそいによってだんだん身持が悪くなり、毎日夜おそくまで波の上海岸や岡の上又は婦女岩前の海岸等その他の場所で男の人とあそび、夜おそく家に帰るようにもなりました。又私達夫婦をだまして勉強でおそくなるから友達の家にとまって来るからと言って悪い女友達と一緒に男達と夜遊びをして朝帰りする事も度々ありまして、私達夫婦はチットも知りませんでした、ある日Eの同級生の正直な女の子が私達夫婦に知らせてくれましたので始めてその事実を知りましたのであります。私達夫婦は非常におどろきあわてました。そうして早速Eをよびつけてしかったうえ、いろいろと強く言い聞かせて早く身持ちを立直して良い子になってくれるようにさとししました。

又頼みましたが悪い事にはEは絶対に立直る様子は一寸もありませんでした。E達が悪いお友達と遊んで居る波の上海岸やその他先記の場所で男達と夜遊びして居る現場をおさえて引連れて帰った事も度々ありました。又自動車にEと女友達と男の人(工場勤めの工員風の人)と乗って出かける現場を見つけて連れ帰った事の実事もあります。又夜中に波の上で遊んで居るのをEの同級生の父親に見つかって(泊の方らしい)家に送り返されてこられた事も御座います(以上申し上げました事は真実でありまして保証人の方も5、6名おられます)そこで万さく尽きました私達夫婦はいよいよ**中校のEの受持ちの先生と校長先生に御会し、Eの保護育成と補導の件をくれぐれも御願ひ申し上げ心を入替えさせてもらうよう御願ひ申し上げましたが、その後Eの行動は直らず、何んのききめもありませんでした。そのままに放っておくと第1Eが妊娠の恐れがあり、第2に男に他郷に連れ去られる公算もあります、もしそうなれば私達夫婦は大いに迷惑するばかりでなく御先祖様に対しましても申し分けがありません。又当のEの一生がめっちゃめっちゃになり破滅になるのは必定であります。

ここに至り事の重大なる事態に直面致しました私達夫婦はいろいろ相談した結果一番良い方法はEを遠方に住所を移し悪い女友達と引離し悪い遊びを止めさせる事が一番良い方法であると思いましたのでEを遠方にやる事に決めました。しかし遠方にはどなたも知り合いが居られませんし又親類同様に親しく辺野古で旅館をけいえいして居られる****さんが居られるからそのお方に御願ひした方が良いんじゃないかと言うので、私達夫婦は相談が決まり早速辺野古の旅館**の女主人**さんの所へEを連れて行きました。Eをあずかってもらうようにいろいろ今迄の訳をお話してお頼み致しましたところ、幸にして私達夫婦に同情して下さいまして又Eも可哀想に思われまして心良く御引

受けして下さいましたので、私達夫婦はEをおあずけしてくれぐれもよろしく頼んで安心して家に帰ったので御座います。もちろんお金は一仙も借用したのではありません(其の事実に付きましては****さんは何時でも保証人になって下さいます)しかしEは運の悪い事には、Eは**さんに使われておる女の人にだまされて、**さんには無断で同じ辺野古にあるレストランスワープに移されて30弗の前借金をして働かされてしまいました。又レストランスワープで男の方にだまされて同じ辺野古に有るバーラッキーに移されて働かされてしまいました。****さんのお知らせでその事を知りました私達夫婦は非常にびっくりして早速辺野古に行きましてバーラッキーでEに会い、その男の人をしっかりとつけてやりました。そうしてラッキーのマダムさんをお願いしてスワープの借金を支払う為に百弗を借用致しましてスワープの借金をお返しする段取り致しましたわけで御座います。しかし辺野古の駐在所の巡査さんがバーラッキーのマダムさん****さんの所に見えて、Eは未成年であるから、私の店では使われないし、あずかる事も出来ないからどうかして借りた百弗の金を返してもらいたいとの事でありましたので、私達夫婦は非常に困ってしまいました。私達は金はありません。仕方なくそのお金をお返しするためにラッキーのマダムさんのついで美里村吉原にあるバー大阪におもむきバー大阪のご主人をお願い致しましてお金を借りてバーラッキーの借金をお払いしようとしたのが、今回私が悪い罪を犯しました一切の成行きで御座います(その間のいきさつにつきましては何人かの保証人の方々がおられます)今迄申しあげました事が私が罪を犯しました一切の動機とすべての真実で御座います。以上申し上げましたとおり私達夫婦はEを救い出し、かばい、悪の世界より助け出し更生させようと思ってしたのが、Eは私達夫婦を裏切り、又第3の男女にだまされて今回のような悪い事態に立ち至りましたので御座いますから、私達夫婦が罪を犯しました動機と事の実体と心情をお察し下さいますようお願い申し上げますと共に何卒よろしくお取り計らい下さいますようくれぐれも心よりお願い申し上げます。又吉原のバー大阪のお店よりお借り致しましたお金は、約3分の1は借金払いその他の生活費に廻しましたが、残りのお金は私がやけくそになって酒を飲みパチンコとかその他の悪い道に使ってはありますが、私は決して平常の気持で使ったのではありません。前にも申し上げました通り、とうとうEもヤプレカプレになり、私は世の中がいやになり理性を失なったの上での事で御座いますから何卒充分に御検討下さいましてよろしく御配慮下さいますよう衷心よりお願い申し上げます。又むすこ(長男**)と先妻の連れ子**の憤慨しました事は本当の事情を知らないで誤解したので

ございます。むろん家庭事情その他いろいろのいきさつもありますが、とにかく誤解が御座いますからお取りしらべ下さいますと事実がお分りになれる事と思ひます。最後にお願ひ申し上げます事は前にも申し上げましたとおいろいろの動機ややむを得ない事情はあるにしましても、犯した罪は罪でも御座いますから法の御裁きを受けます事は致し方御座いませぬが、あらゆる方面より御検討下さいまして出来る限り私の罪のかるく出来ます様お取り計ひ願ひますなれば私達夫婦は非常に助かるので御座います。と申し上げますのは現在私は心を入れ替えて妻やE又Eの弟**と一家そろって家庭の再建にはげんで居るので御座います。私が1年間刑務所に行ってしまうと私の一家は其の日から暮しに困り、**やE達は学校にも行けず、妻は家賃も支払えず家をおいだされてしまいます。一家は家も失い食も失い路頭に迷う事は明らかで御座います。

現在私だけの収入で暮しておりますので私が働かなければ其の日から一家の生活がたちまちストップするので御座います。何卒お情けを持ちましてそこのところを御配慮下さいまして、出来ます事でしたら執行猶予にさせていただきますように御取り計ひ下さいますよう真心よりくれぐれもお願ひ申し上げ、又はなほだ勝手なお願ひでは御座います。もし此のお願ひが何かの御都合でお取り計ひ致しかねます場合は、お取り調らべる余地があると致しまして再度差戻裁判にかけてもらいますよう心よりくれぐれもお願ひ申し上げます。そこで私はこのさい固く心よりお誓ひ申し上げます事は、もし万一執行猶予になります場合は、今後は決して今回のような罪又は如何なる悪い事も絶対に又は命にかけても決して致しませんと固く固く重ねてお誓ひ申し上げます。

1966年3月23日

右被告人 O

琉球上訴裁判所 裁判官 殿

(3) 琉球上判 1967・5・26 (『琉球上訴裁判所刑事判決綴 1967年度 1』 179丁)

1967年(な)第14号

判 決

本籍 鹿兒島県大島郡 [以下略]

住居 金武村 [以下略]

バー管理人 ****[男、以下T] 昭和8年*月*日生

右の者に対する児童福祉法違反被告事件について、1967年1月19日国頭巡回裁判所が言い渡した無罪判決に対し、検察官より上告の申立があったので、当裁判所は検察官井上文男出席のうえ審理をなし、次のとおり判決する。

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

検察官井上文男の上告趣旨は、末尾添付の上告趣意書の写記載のとおりである。

上告趣意第1点について。

論旨は、原判決には、事実誤認の違法があると主張するものである。

所論の桑江**、*****[女、以下G]の公判廷での供述によれば、被告人はG(当16年)に対し、米軍人との淫行を勧誘した事実の認められることは所論のとおりである。しかしながら、右証拠並びに所論の司法警察員に対する被告人の供述調書及び被告人の公判廷での供述によっても、所論のように被告人が右Gを18歳未満の者であるとの情を知っていたと認めることはできない。又1件記録によっても、Gは被告人及びその妻に対しては勿論、被告人の管理するキャバレー「キ***」の女給達に対しても、20歳と称して、18歳未満の者と疑われたこともなく、その前歴も嘉手納の料亭の女給で、被告人は同人の右料亭に対する500ドルの借金を返済して女給として雇い入れたことが認められ、かかる事情の下では他にGの容貌、発育状況ないしは挙動などにより同人が18歳未満の者であることを裏付ける資料の存しない本件においてはこれを否定せざるをえない。原判決に所論の違法はなく、論旨は理由がない。

同第2点について。

論旨は、原判決には、審理不尽による事実誤認の違法があると主張するものである。

しかし、訴訟記録によっても、本件において、裁判所が自らすすんで検察官に対し、所論の児童福祉法違反の訴因を風俗営業等取締法違反のそれに、変更を促し、又はこれを命じなければならない義務があると解することはできないのである。原審が所論の措置を採らなかつたことに違法はなく、論旨は理由がない。

よって、刑事訴訟法第424条、第406条に従い、主文のとおり判決する。

1967年5月26日

琉球上訴裁判所

裁判長裁判官 宮城藤義 裁判官 山城政正 裁判官 奥島憲雄

上告趣意書

被告人I

右被告人に対する児童福祉法違反被告事件について、1967年1月19日国頭巡回裁判所が言渡した判決に対し、検察官から上告を申立てた理由を左の通り陳述する。

記

第1、原判決は明らかに判決に影響を及ぼすべき重大なる事実誤認があり、破棄を免れないものと思料する。

即ち原判決は「…被告人は右Gを雇い入れるに際し、同女が18才に満たない児童であることを知らなかった旨主張し、本件各証拠によるもこれを認めるに足る積極的証拠は存しない」として無罪の言渡しをなしている。

而して本件記録を精査するに、公訴事実の通り「被告人は…Gが18才未満の少女であることの情を知っていながらこれを誘発して氏名不詳の米兵等を相手に売淫をさせ、1回につきその代償として3弗乃至8弗宛を米兵から受領せしめてこれを受取ったものである」ことは、証人桑江**の「Gが金を直接Xに渡したというのはGから聞いたのか、被告人から聞きました。(記録29丁6行以下)」旨の証言、証人Gの「証人はTから戸籍謄本をとってくるように云われたのではないか、Tさんの所で働くようになって後奥さんから戸籍をとりに行こうねと云われたことがあります。証人はTの所で働いている時売淫をしたことがありますか、あります。何回くらいですか、14、15回。それは女給部屋ですか、そうです。証人は自分の希望で売淫をしたのですか、それは違います。誰に云われてやりましたか、Tさんに云われてやりました。金はいくら貰いましたか、3弗ないし8弗貰っていました。その金は誰に渡しましたか、Tさんに渡しました。(記録31丁18行以下)…証人は未成年者かと問われたことがありますか、店でジュリーという女の人から云われたことがあります。(記録33丁3行以下)…米人と肉体関係をするようにと最初に云ったのは誰か、Tさんです。(記録35丁23行以下)…Tは証人が未成年者だということを知っていたと思いますか、知っていたと思います。どうしてそう思いますか、ただなんとなくそう思いました。証人は関係した米人の名前を覚えていませうか、覚えていません。3弗ないし8弗という金額は誰が指定していましたか、Tさんです。どういう風に区別していましたか、一緒に泊る時は8弗其の日で帰る人からは3弗貰っていました。その金はどうしましたか、そのままTさんに渡していました。(記録37丁17行以下)」旨の証言、司法警察員作成に係る被告人の供述調書中「去る1月17日頃

と思います、午後6時頃妻の管理する“キ***”内の部屋にGという云う18、9才位になると思われる女が尋ねて来て“私は現在嘉手納の料亭に女給として働いていますが、その料亭は解散するので貴男のパーキ***でウエトレスとして雇って下さい”と云って尋ねて来たので、私はその子に対して“名前は何んと云うか、年はいくつか”と尋ねたら“本籍は勝連村**で名前はG年令は20才”と申しだったので、私はその子の顔を見て満18才にはなっていると思ったがはっきりさせるために戸籍抄本を貰って来る様に云って、私はその子が嘉手納で借りている5百弗の借金を返してやって女給として雇うから明日来なさいと云って帰しましたら翌日(1月18日頃)の昼頃Gが来たので、私はその子と一緒に現金5百弗を持って私の自家用車で嘉手納に行きましたらGは“さんご”という料亭に行きましたので私もついて行きました。その料亭の帳場で現金5百弗をGに渡してやりましたらGはそのお金をマダムと思われる38才位の方に渡していました(記録80丁13行以下)旨の供述調書に同被告人の原審公判廷に於ける「被告人は18、9才位の女がGを連れて訪ねて来た時Gの年令は18、9才に見えたと云っているがどうしてそう思ったのか、Gが私共の所へ訪ねて来た時Gに年令をたずねたところ20才だと云っていましたので20才にしては若すぎると私が云ったらGはやはり20才だと答えたので私はGの云った年令より1、2才位は若いものとみて18、9才だろうと思いました。Gの服装を見ても18、9だろうと思いました。Gの顔立ちはどうでしたか、やはり18、9才に見えました(記録89丁17行以下)」旨の陳述等によって極めて明白であるに拘らず、かかる信用性のある各証拠を排し、判示の如く「本件各証拠によるもこれを認めるに足る積極的証拠は存しない」として、徒に被告人の弁疎を一方的に採用したことは誤れる事実認定と断ぜざるを得ず、右事実誤認は本件無罪の判断の要素をなしているから判決に影響を及ぼすこと明らかであると思料する。

第2、原審は審理不尽のため判決に影響を及ぼすべき事実誤認をなした違法がある。判例に「訴因変更を命ぜらず、無罪を言い渡すのは審理不尽の違法がある(昭和25年1月23日福岡高刑判・昭和25年7月10日東高刑13判)」とある。

仮りに、原判決が判示している如く児童福祉法違反(同法第62条第1項、同法第36条第1項第8号)の事実についてはその証明がないとしても、被告人の風俗営業等取締法違反(同法第4条の3、同法第7条)の事実を疑わしめる資料があることを窺うことが出来るから、原審はよろしく審理の経過において訴因を風俗営業等取締法違反の事実に変更すべきことを命ずるか、又は該事実を起訴状記載の児童福祉法違反の公訴事実

追加すべきことを命じ、以て被告人の風俗営業取締法違反の成否をも審判すべきものであることは多言を要しない。

従って原審はこの点において審理を尽さざる違法があるといわざるをえない。

叙上の理由により原審判決は到底破棄を免れないものと思料する。

1967年3月17日

琉球上訴検察庁

検察官次席検事 井上文男

琉球上訴裁判所

裁判長裁判官 奥島憲雄 殿

(4) 琉球上判 1967・6・7 (『琉球上訴裁判所刑事判決綴 1967 年度 2』 196 丁)

1967年(な)第3号

判 決

本籍 上野村 [以下略]

住居 久志村 [以下略]

カフェー営業 * * * * [女、以下N] 大正 10 年 * 月 * 日生

右被告人に対する児童福祉法違反被告事件について、1966年9月6日国頭巡回裁判所が云い渡した有罪判決に対し、検察官から適法な上告申立があったので、当裁判所は、検察官山城正利出席のうえ、審理して、次のとおり判決する。

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

検察官山城正利の上告趣旨は末尾添付の上告趣意書写記載のとおりである。

所論は、原判決は刑の量定甚しく軽く且つ執行猶予を付したのは不当であるというのである。

しかし、記録を精査し、諸般の情状を斟酌すれば、被告人を懲役 6 月に処し、1 年間その刑の執行を猶予した原判決は相当であって、破棄する程甚しく不当であるとは認め難い。論旨は採用できない。よって本件上告は理由がないので棄却することとし、刑事訴訟法第 424 条、406 条に則り主文のとおり判決する。

1967年6月2日

琉球上訴裁判所

裁判長裁判官 山城政正 裁判官 奥島憲雄 裁判官 玉城栄助

上告趣意書

児童福祉法違反 N

右の者に対する頭書被告事件につき国頭巡回裁判所が云渡した判決に対し、上告を申立てた理由は左記のとおりである。

1967年2月24日

琉球上訴検察庁

検察官検事 山城正利

琉球上訴裁判所

裁判長裁判官 山城政正 殿

記

原判決は刑の量定甚だしく軽く且つ執行猶予にしたのは不当であるので破棄さるべきである。

1. 被告人は、その夫が八重山から雇って連れて来た16才の少女をして、その経営するバーの女給部屋において米兵15人を相手に17回に亘って売淫をなさしめて利得したもので、いわゆる児童に淫行をさせた行為は原判決の認めるところであり、その悪質なることは明らかであるに拘わらず、その量刑は検察官求刑の懲役3年に対して懲役6月、執行猶予1年を云渡したものである。

2. 右事実は、児童福祉法36条1項8号に該当するもので、その罰則は同法62条1項にあって懲役10年以下、罰金60ドル以上85ドル以下という厳しいものである。その余の処罰は同条2項に規定されておおり1年以下の懲役又は30ドル以下の罰金となっていて甚だ軽い。その法定刑を比較してみても8号が如何に悪質であるか、しかも斯る行為をなす者は殆んどがバー等の経営者であり、その業務性との関連において更に悪質の度を増すもので、斯くてその法定刑が重く、その科刑に当たっても、その法の趣旨を考慮して量定すべきものでなければならぬ。単にその点から観るも、原判決の刑の軽きに過ぎることは明らかである。

3. 本件被告人は、1件記録によれば、前非を悔い又前借金の回収が未だなされていな

いという点で情状酌量の余地があるとは考えられるが、僅か 16 才の少女を前借金で拘束し、斯くて米兵相手に売淫をせしめて利得をなしたもので、それは継続的であり、児童に対する可虐行為であり、児童の福祉を著しく阻害するものであって、その非人間的悪質行為は到底原判決の如き軽い刑を以てつぐなえるものではないのである。

更に又、原判決は、これに加うるに執行猶予を以てした。しかも反復累行の可能性の強い被告人の職業を考えると、猶予期間の 1 年は余りに短か過ぎる。

以上のとおりであるので、原判決は破棄さるべきものと思料する。

(5) 琉球上判 1967・7・25 (『琉球上訴裁判所刑事判決綴 1967 年度 2』 290 丁)

1967 年 (な) 第 24 号

判 決

本籍 本部町 [以下略]

住居 那覇市 [以下略]

無職 **** [男、以下 0] 昭和 12 年 * 月 * 日生

右の者に対する児童福祉法違反被告事件について、1967 年 4 月 10 日中央巡回裁判所が云い渡した有罪判決に対し、弁護士から適式な上告申立があったので、当裁判所は検察官山城正利関与のうえ審理し、つぎのとおり判決する。

主 文

原判決を破棄する。

本件を中央巡回裁判所に差し戻す。

理 由

弁護士長浜清栄提出の上告趣旨は、末尾添付の上告趣意書写記載のとおりである。

職権をもって按ずるに、

児童福祉法 36 条各号掲記の禁止行為違反の罰則として 62 条を設け、同条 3 項で、「児童を使用する者は、児童の年令を知らないことを理由として、前 2 項の規定による処罰を免れることができない。但し、過失のないときは、この限りでない。」と規定し、「児童を使用する者」に限り、年令の認識について過失のある者でも、処罰する趣旨を明らかにしているのであるから、その反対解釈として、禁止違反の行為があったとしても、「児童を使用する者」でない者については、年令認識の故意を必要と解すべきことは、法の

規定上当然のことといわなければならない。

而して、同項にいわゆる「児童を使用する者」とは、児童と民法や労働基準法上の雇用契約関係にある者のみに限らないけれども、少なくとも児童との身分的、組織的關係において児童の行為を利用して利益を得る地位にある者を指称すべきであるから、本件のように、被告人は、児童と偶然に那覇市内の所謂盛り場で知り合い、一夜をホテルで同宿した翌日、本件バーへの就職を斡旋しこれを引渡したに過ぎないもので、児童と右説示のような特殊な関係がなかったものであるから、同項に所謂「児童を使用する者」に当たらない。

しかも、被告人は、年齢認識の点につき、「**[本件被害者の名]を見て、19か20位で、或いは未成年かも知れないと思っただけですが**が16才の子供だとは判らなかつた。」旨を述べ、少なくとも18才未満の所謂児童であることの認識については、終始否認するところであり、本件記録上も、20才未満の未成年であるかも知れないとの認識に関する資料はあるとしても、本件構成要件事実である18才未満の児童であるとの認識があったことを証するに足る証拠はなく、**が当時満16年7月の児童とはいえ、中学3年頃から家出し、接客婦となり、或いは暴力団員の情婦となる等の生活歴、性行等諸般の事情を考え併せると、この点に関する未必の故意を認めるに足る資料もないのである。(被告人の第1回公判における供述は、被告人及び弁護人の全主張に照らし、自白と解することができないし、****[女、バー経営者、以下H]の検察官に対する供述の記載も、18才未満かどうかについて児童と話合った等の事情も認められない被告人に対する証拠となるとは、解せられない。)

そうしてみると、原判決は、児童福祉法62条3項の規定の解釈を誤り、年齢認識の点につき過失あれば足りると解したか、あるいは、証拠にもとづかないで事実を認定した違法があるということになり、いずれにしても、破棄をまぬかれない。

以上判断のとおりであるので、刑訴法420条、423条により、主文のとおり判決する。

1967年7月25日

琉球上訴裁判所

裁判長裁判官 奥島憲雄 裁判官 玉城栄助 裁判官 宮城藤義

上 訴 理 由 書

児童福祉法違反 被告人 ○

1. 原審判決の量刑は過重である。

被害者が 18 才未満であるかどうかを知ってなす行為と、知らないでなした行為の判断に於ては軽重があるべきである。

即ち、被害者***[女、以下A]は、以前から売淫行為をなして居り、その心身の発達から未成年者とは見えないのである。(OもHも20才位に見えたと供述している。)

未成年者であるかどうかを問いただす必要がない位に被告人を誤認せしめたその責は、被害人Aである。

被告人Oは、未成年者であるかどうかをただす必要ない位に心身発達したAを成年者と誤認してあっせんしたまでである。

かかる状況下にあつて、被告人が累犯加重の対象になる身分であるとはいえ、懲役10月の量刑は過重であり、減刑若しくは罰金刑で以て処断さるべきである。

以上の通り上訴理由書を提出します。

1967年5月26日

右辩护人 長浜清栄

琉球上訴裁判所 御中

*本件の原審記録(巡回裁判所が家庭裁判所として審理したもの)が『琉球上訴裁判所刑事判決綴1966年度3』の末尾628丁に綴じ込まれているので紹介する。

1966年(小口)第2号

判 決

本籍 本部町 [以下略]

住居 那覇市 [以下略]

無職 O 昭和12年*月*日生

右の者に対する児童福祉法違反被告事件について当裁判所は検察官唐真清出席のうえ審理し、次のとおり判決する。

主 文

被告人を懲役10月に処する。

未決勾留日数中20日を右刑に算入する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、1966年7月初旬頃の午後8時頃、那覇市牧志町〔以下略〕H方において同女が経営する特殊飲食店スタンドバー「***」に就業させる目的で満18才に満たない児童であるAを右Hが同女に淫行させることの情を知りながら引渡したものである。

(証拠)

- 1 被告人の当公判廷における供述
- 2 Aの検察官に対する供述調書
- 3 同人の司法警察員に対する供述調書(1966年10月11日付及び同月15日付)2通
- 4 Aの身上調査書
- 5 Hの検察官に対する供述調書
- 6 Hの司法警察員に対する供述調書(1966年10月26日付及び同月27日付)2通
- 7 被告人の検察官及び司法巡査に対する各供述調書
- 8 証人Aの当公判廷における供述

(累犯となる前科)

被告人は、1966年3月26日、名護治安裁判所において傷害罪により懲役4月に処せられ、同年5月27日右刑の執行を終了したものでこのことは被告人の前科調書によってこれを認める。

(法令の適用)

判示所為は、児童福祉法36条1項9号、62条2項に該当するので所定刑中懲役刑を選択処断すべきところ被告人には前示の前科があるので刑法56条1項、57条により再犯の加重をした刑期範囲内で被告人を懲役10月に処し、同法21条により未決勾留日数中20日を右刑に算入することとし、訴訟費用については刑訴法182条1項但書を適用して被告人には負担させないこととし、主文のとおり判決する。

1967年4月10日

中央巡回裁判所

裁判官 □□□[判読不可]

**(6) 琉球上判 1967・11・28 (『琉球上訴裁判所刑事判決綴 1967年
度3』456丁)**

1967年(な)第50号

判 決

本籍 石川市〔以下略〕
住居 同市同字〔以下略〕
職業 大工

***〔男、以下I〕 昭和18年*月*日生

右の者に対する営利誘拐、詐欺被告事件につき、1967年8月2日中頭巡回裁判所の言い渡した判決に対し、原審弁護人宮良寛才から適式の上告申立があったので、当裁判所は検察官山城正利出席の上審理して次のとおり判決する。

主 文

原判決を破棄する。
被告人を懲役2年に処する。

理 由

上告趣意は末尾添付の弁護人宮良寛才の上告趣意書写記載のとおりである。
上告趣意第1点及び第2点について。

記録を検討すると、***〔女、以下N〕の検察官に対する供述調書には「…**〔男、暴力団員Yの名〕と*〔Tの名〕と言う青年が私の調場に****〔女、以下G〕を連れて来て、*〔T〕という青年が私にGを指さして、この子は正式に親から貰って来た妻であるが、私が日本に行って来るまで1ヶ月位女給として働かして下さい。Gはあっちこっちに借金があるので500ドル前借させて下さい。その金は日本に行って来てから払うと話していたので2回で合計500ドルを貸した」趣旨の供述調書があり、証人G調書によると「サンゴに行く前の2日前頃***〔Y〕、I、名前の知らないもう一人の人と石川の山城食堂で話がありました。それはIが石川では松田**達が来て邪魔するからほかに行った方がよいと云っていました。IとYが車の中で、未成年は使わないから20才といいなさいと云っていました。500ドル貸してくれと云ったのはIです。Yは後から言いました。Iは内地に行く旅費がないから500ドル借りなさい。内地から帰って来てから払うと云っていました。内地に行けば兄さんの金があるからとか何とか云っていました…」趣旨の供述記載がある。これらの供述記録によると、Gを料亭サンゴに女給として住み込み稼働させて前借金を得ようと企てたのは被告人だけでなく、被告人とYらが共謀したものと認めるのが合理的であるから、原判決が被告人単独で企てた旨認定したのは誤認といわなければならない。しかし、被告人はYらと共謀し、被告人が主

として本件犯罪を実行していることが認められるので、右の誤認は判決に影響を及ぼすものとは考えられない。又原判決挙示の証拠を仔細に検討するに、被告人がYに脅迫され、その手先となったものとは認め難い。それ故、原判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認その他所論の違法は存しない。

上告趣意第3点について。

しかし、原判決挙示の証拠を総合すると、原判決認定の(2)詐欺の事実を認めるに十分であるから、被告人に他人を欺罔しようとする意思は毛頭なかったとか、不法の利益を得ようとする意思はなかったとはいえない。それ故原判決に所論の違法は存しない。

上告趣意第4点について。

しかし、被告人の所為はYの脅迫によるものとは認められないこと前説示のとおりであり、Yに150ドルまきあげられた旨の原審における被告人の供述は疑わしく、かつ、被害者Gが島袋**と親しい間柄にあるのを被告人等が暴行、脅迫によって二人の仲を無理矢理に引き離し、被告人との交際を強要し、しかも、被告人は旅費を工面するために未成年者である被害者Gを誘拐し、女給として働かし不当の利益を得たことその他の初犯の事情を考慮すると被告人の所為は極めて悪質というべく、所論の情状を斟酌するも刑の執行を猶予すべきものとは考えられない。しかし、原審の刑の量定は甚しく不当であると認められるので、その点において所論は理由があり、原判決は破棄を免れない。

よって、刑事訴訟法第415条第5号、第420条により原判決を破棄するが、同法第423条但し書により当裁判所において直ちに判決することができるものと認められるので、更に次のとおり判決する。

原判決の確定した事実に法律を適用すると、被告人の原判示1の営利誘拐の所為は刑法第225条に、2の詐欺の所為は同法第246条第1項に各該当するが、以上は同法第45条前段の併合罪なので、同法第47条本文、第10条により重い判示1の罪の刑に法定の加重をした刑期の範囲内で被告人を懲役2年に処するを相当とする。

訴訟費用については刑事訴訟法第182条第1項但し書を適用し、これを被告人に負担せしめない。

よって主文のとおり判決する。

1967年11月28日

琉球上訴裁判所

裁判長裁判官 玉城栄助 裁判官 山城政正 裁判官 奥島憲雄

上 告 趣 意 書

被告人 I

右の者に対する営利誘拐・詐欺被告事件について上告趣意は次のとおりである。

第1点 原審判決は事実誤認、判断逸脱の違法がある。

公訴事実によると被告人はGを「…料亭に女給として住込み稼働させて前借金を得ようと企て…」となっているが、被告人自身が企てたのではなく、Yが企てたものである。このことは、(1)Nの証言中、「…**[Yの名]と*[Iの名]と云う青年が私の調場に連れて来…」とある点、(2)証人Gの証言中

(イ)「…Iとつき合うようになりました」「それはどうして」「YからIとつきあうように云われました。」(67丁)という点と被告人の供述の中で「君とGと一緒にするように仕向けたのはYですか—はい」という点を見るとYがあやつっていることがわかる

(ロ)「料亭では主人とYやIが話していました。Yたちが主人に500弗貸してくれ、内地で働いて来て払うから」と云っていました(69丁)

(ハ)Yから「いうことをきかないと手をかける」といわれました(73丁)

(ニ)サンゴで最初話したのは—Yです(73丁)

とあり、

(3)被告人の公判廷における供述の中で、

(イ)「最初に行った日金を貸してくれと云いましたか」「あたしは云いませんでした…」(115丁)

(ロ)「あなたが内地に行って来る迄貸してくれと云ったのではありませんか」「云っていません」(115丁)

(ハ)「サンゴに行く途中タクシーの中でGにいろいろ教えたのは誰ですか」「Yです」(115丁)

(ニ)「Yが山原派暴力団なのでこわかったのです」(117丁)

(ホ)「Gに金を借りさせようと思ったのは、君ではなくてYだというわけですか」「そうです」(127丁)

(ハ)「君とGと一緒にするように仕向けたのもYですか」「はい」(128丁)

とある。以上のような証言から事実関係の結合点を合理的に判断すると被告人は単なるロボットであって、Gを料亭に住込み稼働させて前借金を得ようと企てたのは被告人では

なくてYであることが十分に窮知することが出来るのである。被告人は右Yの手先となつて、例えば、共犯者であったとしても右「Yが山原派暴力団なので、こわかったです」と供述している点や、右Yに150 弗をまきあげられている点よりすると右Yから被告人は強迫されてなした行為だと云えるのである。その間に被告人はいくらでも逃げられたのではないかと疑問が出るが暴力団に狙われた者の心理は、目に見えない、形に出ない威迫をいだかされ、日常生活の中でいくらでも迫害をうけるであろうと予想しておびえるものであるから、せまい沖縄で逃げればよい、とか時間的距離を持てばよいと考えられるようなものはない、従つて被告人は右Yの威嚇によって、Yの手先となつたのであるから原審判断には、事実誤認から来る判断逸脱の違法があつたものと云わねばならない、因つて破棄をまぬかれないものと思料する。

第2点 原審判断は審理不尽の違法がある即ち、原審はあくまで被告人が単独でなした行為の如く判断している、しかし前項でも述べた如く被告人は単なるYの手先で殊に強迫によってなされていることが知れるがその点の真実の究明はなされず単に被告人だけの営利誘拐と判断したのは心理不尽の違法があるものと云わねばならない。

第3点 詐欺についても事実誤認、判断逸脱、審理不尽の違法がある。

即ち、犯罪全体について見れば、1項、2項で述べた如くであるが詐欺について見るに、被告人はYの手先になつたロボットとしてGより金を300 弗受け取っているがGの目前に必要とする品物をいろいろ買い、星というバーに右Gの借金を支払い、更に右G本人に現金50 弗を渡し、その間の共同行動費等を合わせて約150 弗の金円をまきあげられ、被告人が事実上利得したものは約200 弗程度となる。そして被告人は本土へ行って来からサンゴ料亭に右Gを訪ね、現金150 弗乃至190 弗を持参していることが窺える、して見ると、被告人は、右Y、右Gに渡した金、又はそのために使用し金額は右の者等が持つべきであるし、自己の利得した分を返済したら良いと考え、これに近い金円を本土より持参し右Gを訪ねたがサンゴ料亭にいなかったのでそのままになっているところからすると他人を欺罔しようとする意思は毛頭なかったものと云わねばならない。(その間サンゴ料亭は右Gより500 弗の支払いをうけているが右Gには被告人より支払われていない。しかし、それは、被告人が右Gを探したが行く先が知れなかったことが証言より知ることが出来る)結果に於いては、不法の利益を得たとしても、犯意に於いては不法の利益を得ようとする意思はなかったものと云わねばならない。従つて公訴事実(詐欺罪)についても事実誤認、審理不尽、判断逸脱の違法があるものと云わねばならない。

第4点 以上の点からすると例え犯罪が成立するとしても量刑は不当である。先づ被告人は少年時代の犯罪歴があっても、成人してからはこれが始めてであり前科と云われるべきものは全くない、殊に本件では強迫によってYにあやつられているのである。殊に被告人には子供が出来たばかりであり、妻子をかかえて、彼の家族をささえる支柱である。現在被告人は軍作業に行つて、真面目に働らき、石川火災で失つた家庭を再建すべく懸命である。又改悛の情も顕著で酒も飲まなくなっているが実刑を以てこれにのぞんだのは極に過ぎる量刑であり情状酌量されて少く共執行猶予さるべきと信ずる。

因つて原審判決は破棄されるべきと信ずる。

右の通り趣意書を提出する。

1967年9月26日

右弁護人 宮良寛才

琉球上訴裁判所 御中

(7) 琉球高判1969・1・28(『琉球高等裁判所刑事判決綴1969年度1』53丁)

1968年(あ)第43号

判 決

本籍 東風平村 [以下略]

住居 那覇市 [以下略]

職業 自動車運転手

***[男、以下S] 昭和4年*月*日生

右の者に対する児童福祉法違反被告事件について1968年7月30日那覇家庭裁判所が言渡した判決に対し、検察官から上告の申立があつたので、当裁判所は検察官検事山城正利出席の上審理してつぎのとおり判決する。

主 文

原判決を破棄する。

本件を那覇家庭裁判所に差し戻す。

理 由

検察官山城正利の上告趣旨は、末尾添附の上告趣意書写記載のとおりである。

職権により調査すると、原判決の罪となるべき事実は「被告人は自己の経営する那覇

市字二中前*番地スタンドバー**において満 15 才に満たない***[女、以下A] (昭和 26 年*月*日生) を客の酒席に侍する行為を業務としてさせたものである。」というものであって、全く犯行日時の記載を欠き、犯罪事実が特定されていない。

抑も、有罪判決の理由としての罪となるべき事実が日時場所によって特定を要するのは、実体法たと訴訟法たとを問わず法律適用の当否に重大な関係を有するからであって、其の点少なくとも犯行の同一性を識別し得る程度に日時を判示しなければならないこと論を俟たない。然るに原判決は右摘示を全く欠いているのであるから理由不備、従って判決に影響を及ぼすべき法令の違反があるものというべく、上告趣意について判断するまでもなく破棄すべきものと思料する。

よって刑事訴訟法第 415 条第 4 号、第 420 条第 1 項本文に則り、原判決を破棄し、同法第 423 条本文に従い、本件を那覇家庭裁判所に差し戻すこととし、裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

1969 年 1 月 28 日

琉球高等裁判所

裁判長裁判官 天願俊貞 裁判官 宮城藤義 裁判官 大山永太郎

上 告 趣 意 書

児童福祉法違反 S

右の者に対する頭書被告事件につき那覇家庭裁判所が言渡した判決に対し検察官より上告を申立てた理由は左記のとおりである。

1968 年 10 月 26 日

琉球高等検察庁

検察官検事 山城正利

琉球高等裁判所

裁判長裁判官 桃原進 殿

記

原判決は、公訴事実を全面的に認定しながら、刑を量定するに際し、検察官の懲役 8 月の求刑に対し被告人を罰金 10 ドルに処したのは量刑甚だしく軽きに過ぎ量刑不当の失当あるもので、刑事訴訟法 420 条により破棄せらるべきものと思料する。

(1) 本件事案は、原判決認定の「罪となる事実」のとおり、その悪質であること明ら

かなものである。即ち、被告人は、その経営にかかるスタンドバーにおいて、15歳に満たない少女をして客のサービスをさせ、客の酒席に侍する行為を業務としてさせた、というのである。

(2) 右事実は、児童福祉法36条7号に該当するもので、その罰則は同法62条2項にあって、1年以下の懲役又は30ドル以下の罰金に処することが規定されている。

本件は、元来体刑相当と史料されるのに罰金刑を科したのは軽きに過ぎるとすべきところ、更に罰金刑にしては余りにも軽い10ドルを以てした。その点妥当を欠くものとして承服できないところである。

(3) 満15歳に満たない少女をバーその他で客の酒の相手をさせるというのは、不健康極まるもので、心身に及ぼす有形無形の悪影響は恐るべきものがあること云うを俟たない。即ち、児童の福祉を著しく阻害するものである。

ところがバーその他の飲屋営業では、その利益のために法の禁止する行為を敢えてやる風潮が瀰漫しており、それに対しては厳たる刑罰を以て臨み、一般予防の実を挙げなければならない。

(4) 上記のとおりで、本件罰金10ドルは軽きに過ぎると史料するが、過去における事犯の裁判例を挙げてみると、国頭巡裁・渡具地**[女]・懲役6月、1年間執行猶予、宮古家裁・狩俣**[女]・罰金30ドル、中頭家裁・当間**[男]、吉元**[女]・各懲役6月、1年間執行猶予等があるが、内2件は執行猶予付の体刑、1件は罰金刑の最高を言渡している。刑罰の均衡を失っている本件の刑は改めらるべきである。

以上のとおりであるので原判決は破棄を相当と史料する。

(8) 琉球高判1971・3・26(『琉球高等裁判所刑事判決綴1971年度1』 33丁)

1970年(あ)第64号

判 決

本籍 南風原村 [以下略]

住居 那覇市 [以下略]

女給

***[女、以下T] 昭和4年*月*日生

右の者に対する児童福祉法違反被告事件について、1970年10月26日那覇家庭裁判

所が言い渡した判決に対し、検察官から上告の申立があったので、当裁判所は検察官国吉真康出席のうえ審理して、つぎのとおり判決する。

主 文

原判決を破棄する。

被告人を懲役1年に処する。

但し、本裁判確定の日から2年間、刑の執行を猶予する。

原審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

検察官国吉真康の上告趣旨は末尾添附の上告趣意書記載のとおりであって、所論は量刑不当を主張する。

原判決の摘示事実並にその掲記する証拠によれば、被告人は1969年5月26日頃から同年11月11日までの約6ヶ月間、本件児童をして不特定多数の遊客を相手に対価を得て淫行をさせ、これを生活の手段としていたことが明かである。而して被告人の右所為は過失に基くものとは云え児童が精神肉体共に健全な発達を遂げるよう、社会的な保護育成を思考している児童福祉法に照らし、社会人として最も悪質な行為といわなければならない。従って記録中特記すべき情状のない本件において、被告人を処断するに罰金刑を以て臨んだ原判決の量刑は著しく不当なものというべく、破棄を免れない。論旨は理由がある。

よって刑事訴訟法第415条第5号、第420条第1項本文に則り、原判決を破棄し、同法第423条但書に従い、更につぎのとおり判決する。

原判決が確定した罪となるべき事実につき法律を適用すると、被告人の原判示所為は児童福祉法第36条第1項第8号、第62条第1項に該当するので、所定刑中懲役刑を選択し、右刑期の範囲内で被告人を懲役1年に処することとするが、児童の年令を知らないことが過失に基くものである点を考慮し、刑法第25条第1項第1号により本裁判確定の日から2年間右刑の執行を猶予することとし、訴訟費用の負担につき刑事訴訟法第182条第1項本文を適用して、裁判官全員一致の意見で主文とおり判決する。

1971年3月26日

琉球高等裁判所

裁判長裁判官 天願俊貞 裁判官 屋宜正一 裁判官 玉城栄助

上 告 趣 意 書

児童福祉法違反 被告人 T

右の者に対する頭書被告事件につき那覇家庭裁判所が言渡した判決に対し検察官から上告の申立をした理由は次の通りである。

1970年12月23日

琉球高等検察庁

検察官検事 国吉真康

琉球高等裁判所

裁判長裁判官 天願俊貞 殿

1. 原審裁判所は、検察官から「被告人に対し懲役1年に処するを相当とする」との刑を求めたのに対し「被告人を罰金50弗に処する」との判決を言渡したのであるが右刑の量定は著しく軽きに失し不当であるから破棄を免れない。

理 由

公訴事実

被告人は1968年11月頃から那覇市栄町に於て、カフェー「**」を経営していたものであるが1969年5月頃売春婦を雇い入れ又は部屋を提供して売淫させることを企て家出中の上原 **こと****[女、以下U]（昭和26年*月*日生）が満18才に満たない児童であるのに、これが雇入れに際して、児童の年令を確認するに必要な手続きを何らなすことなく同女を雇い 入れ那覇市牧志町[以下略]パー「***」を改造して同女に部屋を与えた上1969年5月26日頃から同年11月11日までの間前記場所において同女をして不特定多数の客を相手に淫行さ せたものである。に対して

判決要旨

原審判決は右公訴事実をその儘認定し被告人の判示所為は児童福祉法36条1項8号、62条1項に該当するので所定刑中罰金刑を選択し、罰金額の範囲内において被告人を罰金50弗 に処するとの判決を言渡したものである。

1. 被告人は所謂管理売春をなした悪徳業者であって就中児童であるUを酷使しその犠牲に於て利益を追求し生活手段としていたことは児童福祉法はもとより道義上も許す可からざる行為であって一般予防及び特別予防の見地から厳罰を以て臨む可きであると

思料する。

即ち被告人は原審判決が認定している通り「売春婦を雇い入れ又は部屋を提供して売春をさせることを企て」「那覇市牧志町〔以下略〕パー「***」を改造して女給の部屋としUをして不特定多数の客を相手に淫行させた」ものであって被告人が本件を犯した動機は売春を生活手段とした点、極めて悪質である。戦後の沖縄に於ては斯る管理売春及び売春についての具体的対策がなされなかったために社会的にも法的にも許容されたものとして一般化の傾向にあったために正業としての売春業者が集団を形成している状態にあって「十貫瀬というところは誰でも知っている通り売春をするところであります」（被告人供述調書 103 頁）との通り社会の恥部となって居り公然性を有するまでに至っている観を呈しているのが現状である。

そこに於て社会環境の浄化が叫ばれ遅まき乍らこれが対策として立法第 35 号婦女に売淫をさせた者等に関する立法が施行され、児童福祉法、労働基準法、風俗営業取締法等の社会立法と相俟って法的規制がなされたのであるが従来からの業者の惰性は何等これらの立法を顧慮することなく警察の取締りの網をくぐって業を続けている状態で被告人もその中の一人である。そして斯る業者の業態は専ら利益の追求に終始し売春婦を打算で束縛し淫行を強制するのである。

売春婦は貧困と過労と不摂生のために肉体的にも精神的にも老化し易く、酒色に耽ける人の多くは若い女性に目をつけるために勢い業者は売春の具として未成年者又は児童を供することになるのであろう。

Uは「雇われたその日から客を取り最初の当夜から約 10 人位を相手にした。この 10 人分の金は***さんの奥さん（被告人のこ）が取りに来て全部持たせて行かせた」（供述調書 52 頁裏）「私が売春婦としてお客をとった数を申しますと多いときは 20 人位少いときは 10 人程度で全然客がない場合はありませんでした」（供述調書 49 頁）と述べて居り、被告人はUに対して「働く条件は借金がある間は私の処で働き借金を返済した場合は売春をする必要はない」とし「Uがこれ迄働いて実際にこの子の分前としての収入はこれ迄一仙もありません。それはこれ迄にその都度必要な時に私からお金を借りに来て持って行きましたのでこの金は貸した額に加算されます。ですからこれまで私がおこなって来たUへのやり方であれば借金が返済されることは無いと思います」（被告人供述調書 104 頁）と述べて居り、Uは「一度も自分の収入や月給等として貰ったことはありません」（供述調書 40 頁）というのが実態であって苛酷な労働条件の下に苦役に服せ

しめ 5 ヶ月に亘る期間 1 仙の報酬も与えなかったのである。然も被告人は「私が雇い入れ売春婦をさせた者はUと云ってピッコをする子であります」(供述調書 95 頁)と述べて居り、該る不具の子に対して右に述べた挙に出て、然もUが稼いだ金が 1,110 弗、前貸した金が 835 弗プラス 700 弗計 1,535 弗(被告人供述調書 102 頁、106 頁)となって居り、警察への発覚を恐れて 700 弗の借用証は破棄しているのである。人はすべて児童が心身共に健やかに生れ且つ育成されるよう努めなければならないとするのは児童憲章の理念でこれを顕現せしめるのは社会的責任である。本件の如く公序良俗に反する行為を営業とし児童の福祉を顧みることなく生活の手段として児童に淫行を強制していたことは道義的にも許されない行為であって情状酌量の余地は全くないのであるから当然自由刑を以て処断される可きである。

尚、被告人は第 5 回公判廷に於て収入は月 110 弗から 120 弗(119 頁)と述べて居るが、それは信用するに足りない供述である。

即ちUは「私の外この方の部屋を借りている 5 人の女性がそれぞれ個室を借り客一人につき売春料金が 1 回関係して 2 弗貰いその内 1 弗は部屋賃として**さんに渡している」(供述調書 47 頁、48 頁)と述べて居り、又「客が全然居ない場合はありませんでした」(供述調書 49 頁)と述べて居り、被告人は「家賃は 1 ヶ月 60 弗であります」(供述調書 93 頁裏)と述べていることから、Uの 5 ヶ月間の収入 1,110 弗からすると 5 名で少くとも月 1,000 弗の売上げが概算出来るのであるから、必要経費を差引いたとしても月收入は被告人の供述する 110 弗乃至 120 弗を超えるものと推定されるのであるから、被告人のその供述を以て情状酌量の対象とすることは妥当ではない。

又被告人は懲役刑は仮りに執行猶予になったとしても子供達に良くないと思います(第 5 回公判調書 119 頁裏)との意見を述べているが家族環境として管理売春が子供達に悪影響を及ぼしている実情についての反省がない。

右被告人の供述も又情状酌量の対象足り得ないと思料する。

2. Uを被告人に斡旋した***[男、以下M]との均衡を著しく欠いている。第 4 回公判に於て証人Mは被告人から「栄町の店の経営が苦しいので十貫瀬でやりたいが適当な女の子はいないか」と斡旋方の依頼を受けてUを被告人へ紹介した(第 4 回公判調書 47 頁)と供述して居って、そのためにMは職業安定法違反で罰金 125 弗に処せられているのである。(略式命令謄本 558 頁)斡旋方の依頼を受けて斡旋したものと、斡旋方の依頼をなして斡旋を受け違法行為を犯したものとを刑を比較すると被告人の刑がM

の刑よりも著しく軽いという不条理な結果となって居って刑の均衡を失しているものである。

3. 刑の選択及びその量定は裁判所の専権に属することは論を俟たないがその量定は飽く迄も認定事実及び情状に則したものであって言渡した刑が量刑に関する合理的な慣例から大きく離れてはいけないものと思料する。

即ち、本件類似の違法行為について下級審に於て確定した判決例があるがその殆んどが懲役刑を選択処断しているのが量刑に関する慣例となっている。

以下これを列挙する。

1. 那覇家庭裁判所 1967 年小(口)第 3 号棚原**[女] に対する児童福祉法違反被告事件につき、懲役 2 年、執行猶予 2 年の 1968 年 4 月 16 日付判決

2. 那覇家裁コザ支部 1968 年小(イ)第 2 号狩俣**[女] に対する同事件につき、懲役 1 年、執行猶予 2 年に処する旨 1968 年 9 月 4 日付判決

3. 右同所、1968 年小(イ)第 1 号山城**[女] に対する右同事件につき、懲役 1 年、執行猶予 2 年に処する旨 1968 年 11 月 14 日付判決

4. 右同所、1969 年小(イ)第 1 号又吉**[男] に対する右同事件につき、懲役 1 年、執行猶予 2 年に処する旨 1969 年 9 月 18 日付判決

5. 右同所、1968 年小(イ)第 5 号玉元**[男] に対する右同事件につき、懲役 1 年、執行猶予 2 年に処する旨の 1969 年 12 月 14 日付判決

6. 那覇家庭裁判所、1970 年小(イ)第 1 号仲村**[女] に対する右同事件につき、懲役 2 年、執行猶予 3 年に処する旨の 1970 年 5 月 11 日付判決

以上の理由により、原判決を破棄し、事案に則した適正な量定により自判されるべきことを求めるため、本件上告申立に及んだ次第である。

(9) 琉球高判 1971・5・25 (『琉球高等裁判所刑事判決綴 1971 年度 2』111 丁)

1971 年(あ)第 1 号

判 決

本籍 本部町 [以下略]

住居 美里村 [以下略]

ショーマネージャー

***[男、以下Y] 昭和25年*月*日生

右の者に対する営利誘拐被告事件について、1970年11月26日那覇地方裁判所コザ支部の言い渡した判決に対し、被告人から上告の申立があったので、当裁判所は検察官具志堅用義出席のうえ審理をなし、次のとおり判決する。

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人下地寛忠、同比嘉昇の上告趣意は、末尾添付の各上告趣意書及び上告趣意補追書の各写記載のとおりである。

弁護人比嘉昇の上告趣意第1点について。

論旨は、原判決には、事実誤認の違法があるというのである。

しかし、原判決がその挙示する証拠により、原判示第2の事実を認定したことは首肯するに十分であって、所論指摘の被告人の司法警察員及び検察官に対する各供述調書並びに同人の公判廷における供述によれば、原判示事実との間に、営利誘拐の犯意発生の時点について、些少の差異のあることの認められることは所論のとおりであるけれども、そのことをもって本件犯罪の成否に影響のあるものということとはできない。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用できない。

同第2点及び弁護人下地寛忠の上告趣意について。

論旨は、各量刑不当を主張する。

記録並びに証拠に現われている、本件犯行の動機が被告人の遊興費稼ぎにあったこと、16歳と17歳の思慮の浅い少女につけこむ犯行の態様、罪質並びに犯行によって得た合計金2,000ドルの金員は全て自己の遊興心を満たすために費消されていること、被告人の素行、経歴その他諸般の情状に徴すると、原判決の刑の量定は相当であって、各所論の被告人に有利な諸点を参酌考量しても、なお原判決の刑の量定が重きに過ぎ不当であるということとはできない。論旨は理由がない。

よって、本件上告は理由がないので、刑事訴訟法第424条、第406条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

1971年5月25日

琉球高等裁判所

裁判長裁判官 宮城藤義 裁判官 大山永太郎 裁判官 山城政正

上 告 趣 意 書

被告人 Y

右被告人に対する営利誘拐被告事件について上告趣意を次のとおり陳述致します。

原判決は、刑の量定が甚だしく不当であるから破棄相当と信ずる。

被告人の本件所為を思考すると、被告人が判示事実 (1) につき当時 16 歳の****
*[女、以下M] と肉体関係をもった後同女に対し一しよに部屋を借りて生活しよう。そして君がバーで働いて前借してくれたらその金で車を買って毎日迎えに来る。と虚言をもって同女を誤信させてカフェコーリャンこと*****[男、以下H] 方に前借金 1200 ドルで住込させ、判示事実 (2) につき当時 17 歳の*****[女、以下S] に対しても同様の手段を用いてバーメロンこと*****方に前借金 800 ドルで住込ませ、時には同女らに対して暴行を加え或は脅迫的言辞を弄する等の所為に出たこと。同女らがそのため転落の危機に晒されんとしたこと等考えると、被告人の犯情は決して軽くないので、原判決が実刑懲役 3 年を量定処断したことは、被告人について情状を斟酌せずその犯行のみに着眼した場合は、やむを得ない措置と一応は考えられないこともないが、被告人の左の情状点を考量すれば、強いて実刑をもって臨まねばならない特段の事由もないので原判決の量刑は甚だ重きに過ぎ不当であると思料する。

1. 動機について

本件犯行の動機は、判示事実 (1) の場合計画性がなく極めて単純かつ偶発的のように考えられる。被告人はMと最初肉体関係をもった時は決して営利の目的はなかったのである。Mが「Yは自己紹介して、*は友達*、*は拜啓の*だよと名前を教えてくださいました。」旨の供述 (112 丁) からも明らかなように営利誘拐を意図するものが念入りに本名をもって自己紹介するとは到底考えられない。判示事実 (2) の場合は計画的犯行を推認できる部分もあるが、犯行の動機について被告人は「2 回目女の子をバーへ連れて行って前借させたのは、私が前に紹介した女すなわちMが逃げたのでそのために前借した金を経営主から催促されていたので金が入用になって再び女の子をだましたのであります。」旨供述 (201 丁) しバーコーリャンの経営主HからM関係の前借金の請求をされ切羽詰った挙句ついに 2 回目の犯行に及んだのであるが、いずれも犯行の動機は極めて単純で反社会的性格由来するとは考えられないので、その犯情においても斟酌の余地があると認めるべきである。

2. 被害者らにも軽率な行動があった。

被害者らは当時 16・7 歳の少女で社会生活経験も浅いことから被告人の甘言を見抜き得ず誘惑にかかったとも考えられるが、しかしMの場合、同女は当時既に男関係があって妊娠中でもあったし、Sの場合は愛人の男性と世帯をもっていたのであるから注意深い生活行動をとるべきであった。ところがMの場合同女が「私は 4 月 29 日頃の午前 1 時頃吉原にあるコーリャンというカフェーに行きYがその主人に会い私を 1200 ドルで働かせることに決めたのであります。私はその店が客を取る店であることは十分知っておりましたが、Yが好きだったので彼の言う通りになった。」旨供述(127 丁裏 128 丁)しているように又Sの場合同女が「当時私は内縁の夫である****と喧嘩して別居していましたので、気分的にもあまりすぐれていませんでした。私は彼がホテルに行こうと言ったので別に好きになったわけでもありませんが、内縁の夫と喧嘩別れをした後でもあり、またタクシー賃もなく大分おそくなっていたので、つい酒の勢にかられてテキサスというホテルに這入ったのです。そのホテルは胡屋の開放地にあります。」旨供述(39 丁裏 40 丁)しているように、両名ともその行動に注意深さはなく極めて軽率であった。このような被害者らの不注意が被告人の犯行を容易ならしめたのではないかと考えられる。被告人の犯行を是認する趣旨ではないが、被害者らにも軽率な行動があったという事実は、量刑上斟酌すべき資料である。

3. 被害弁償をなした事実

本件の被害者はほかならぬMおよびSまたその保護者である両親であるので、被告人の両親は被告人のため被害者両名の住居をそれぞれ訪問して陳謝しM側に慰藉料として金 150 ドルをS側には金 400 ドルを支払い被告人に対する寛恕を受けている。その事実は証人****[Yの母親]の供述で(155 丁)明らかである。又前借金についてもそれぞれ弁済している。この事実は原審法廷に顕出された各証拠(領収証 209 丁、210 丁、211 丁、213 丁、214 丁)によって著明である。

被害弁償をなした事実も量刑上寛大に斟酌すべき資料である。

4. 被告人は自己の犯行を強く反省しており改悛の情は極めて顕著である。

被告人は犯行を心底から改悟してゴザ警察署に自身出頭して犯行を自供し取調を受けている。(55 丁裏 56 丁、および 158 丁)自身出頭の動機が、逃げていてもどうせ逮捕されるからという理由が仮にあったにせよ、犯人が自ら出頭して取調を受けるという事実は被告人の反省改悟の結果として認めるべきである。又被告人は原審第 4 回公判において「3ヶ月余に亘り未決監に勾留されていて自分の罪のおそろしさを知りました。自

分は更生のため仕事についてそれに打込んで行きたいと思います。」旨供述（199 丁）しており以上の事実から被告人の改悛の情は極めて顕著であると認めるのが相当であり特に被告人の改善の徴候として量刑上相当斟酌すべきである。

5. 被告人には再犯のおそれは全くなくしたがって更生の見込みは十分である。

被告人は原審第4回公判において「今後このような間違いは起こさないことを誓います。汗水を流した仕事をしたことがなかったのですが皆と一しょに働いてみて、自分はこういう仕事に力を入れて行きたいと思っていますし、又子どものためにも立派な父親として頑張っていきたいと思っています。」旨供述（200 丁裏）している。このように強固な決意を堅持している被告人であるから再犯のおそれは全く考えらずその更生は十分期待できると認めるべきである。この決意に加えて被告人の家庭環境の改善についてその両親も特に気を配っている事実がある。

被告人の家庭の状況を観ると被告人の父**は琉球**公社**課長の職にあり、兄二人は現在東京で一人は大学院法学部で、一人は日大電子工学部でそれぞれ勉学中である。（152 丁）被告人の母***はカフェ****を経営しているが開業の動機は子供達の学費かせぎ（153 丁）であった。被告人の両親は被告人の本件犯行の遠因は家業が水商売という関係から家庭環境が悪かったことにあった。と深く反省しており環境改善のため早急に廃業すべく準備中である。（216 丁誓約書）このように被告人の更生決意は助長されつつあるので被告人は再犯のおそれは全くない。

原判決はこのような情状点も全く無視している。

6. 被告人は初犯者である。

原審記録による情状についての証拠は右述べたとおりであるが、原判決は被告人の情状については一瞥もせず（原判決は量刑事情については全く触れていない。）懲役3年（実刑）を量定処断したことは刑の量定重きに過ぎ不当といわざるを得ない。

7. 被告人には判決後の量定に影響を及ぼすべき情状があるので取調を請求する。

本件趣意書末尾に添付した被告人作成の上申書および被告人の両親である****、****作成の嘆願書の各記載によれば原判決後被告人は自暴自棄に陥ることもなく犯行を反省改悟して謹慎した生活行動をとっており、現在は大工見習い職として収入を得ており更生に向っていることが顕著に窺われる。

被告人はこのようにせつかく更生に努力しているのであるからその善意は信頼すべきである。又既に述べたように被告人に対する両親の指導監督も十分期待できるので被告

人については刑の執行を猶予して遷善にみちびき更生を計るのが適切妥当な措置と確信するので右判決後の情状につき取調をなし、原判決を破棄し被告人について刑の執行を猶予するよう自判が相当である。

1971年2月25日

弁護人 下地寛忠
琉球高等裁判所 御中

上 告 趣 意 書

被告人 Y

右の者に対する営利誘拐被告事件について上告趣意を次のとおり述べる。

1. 原判決は事実誤認の違法があり、右違法は判決に影響を及ぼすから破棄を免れない。原判決は罪となるべき事実(2)で

被告人は1970年5月7日頃那覇市前島町在バー「アトラス」において遊興中同店女給S(当17年)と親しくなるや、同女と肉体関係をもって同女を誘拐し特飲店の女給として住込ませて金員を得ようと企て翌8日午前零時頃同女を右バーから連れ出して・・・

と事実を認定している。右認定によれば被告人はバー「アトラス」を出た時点で既に犯意を生じ、同女の好意をつのらせる手段として、計画的に右Sをコザに誘い肉体関係をもったことになる。

右認定を原審が取調べた証拠に徴し検討すると、5月29日付被告人の司法警察員に対する供述調書によれば

Sの「彼氏に捨てられた、女をつくって彼氏は本土へ逃げた」という話を聞いて、彼女を愛人に出来るかもしれないと考え、出来ればヒモになろうと考え彼女に「僕と一緒に暮らさないか」と申し向けたという旨の供述(記録49丁)

被告人の検察官に対する供述調書によれば、

「私はその女と知り合ったのは当初からだますつもりはなくSと一緒にコザに飲みに来て、つい遊びたかったので胡屋の開放地にある「テキサス」というホテルに連れこみました。5月8日午前3時そこで肉体関係を結び午後2時頃目をさました」(記録63丁裏)

「それで私はついSをだまして金儲けができるのではないかと考えました。何故ならSは私とその前の晩に初めて逢っただけですが私と一緒にコザに飲みに来て更にホテルに

まで素直について来たのでこの女ならば私の言うことは何でも聞いてくれるものと思ったから」(記録 64 丁)

原審第 4 回公判調書の

「S をバーにつれて行く気になったのは肉体関係をしてから後です」(記録 201 丁)

以上の供述があり、被告人が右 S を特飲店の女給として住込ませて金員を得ようと企てたのは 1970 年 5 月 8 日午前 3 時頃、右 S と肉体関係をもった後であることが認められ、被告人の右供述に反する証拠は見当たらない。ついで被告人の右供述の信憑性だが、右事実に関する被告人の供述は一貫して居るし、右 S の供述に『『ホテル』で肉体関係を一度もってから彼が私のことを聞いていたので『彼氏がいたが女をつくってヤマト(日本々土)にいった』と言いました」(記録 30 丁裏、31 丁)「ホテルに誘われたので酒のいきおいもあってホテル『テキサス』にいきました。午前 4 時頃ホテルに入り翌午後 1 時目がさめ、Y から自分とつきあわないか」(記録 39 丁、40 丁)等とあり、被告人の供述を符合していることから、被告人の供述は措信してよいと考える。

にも拘らず原審が前示の如く事実を認定したのは証拠に基かず事実を認定したもので事実誤認のそしりを免れない。右は量刑面で判決に重大な影響を及ぼしたと見るべきであるから原判決は破棄を免れない。

2. 本件には左のとおり憫諒すべき情状があるのに原判決が被告人を懲役 3 年に処し、これに執行猶予を附さなかったのは量刑が重く不当である。

(1) 被害弁償に努力し、被害者の寛恕がある。

両被害者名下に H、**** からそれぞれ借用した金員は被告人に代って両親がその財産を処分して全額弁済し、右被害者等に対しても慰謝料を支払っている。これは被告人及びその両親が犯した罪の一端でも償おうと努力しているものである。被告人や両親の心情は被害者にも理解され、被告人の所為を寛恕し、嘆願書のとおり減刑を切望している。

(2) 被告人の生活環境は事件後改善され、執行猶予にしても被告人保護監督上の不安はない。被告人の両親は相当の教養もあり、子供の保護指導の能力もあるので、被告人の人格形成に大きく作用したと思料される被告人の生活環境、家庭環境を本件直後左のとおり改善している。

①被告人に対する指導監督を強化すべく被告人親子を自分等と同居させた。

②被告人の職業が安易な生活態度を醸成したとの反省から被告人と相談の上大工職を紹介した。

③母親は自分の経営するカフェー業を廃業し、家庭環境を浄化すべく準備を進め 5 月頃までには整理できる見通しであること。

従って、執行猶予を附しても被告人の指導監督上の不安は全くない。

(3) 被告人は年若く前科もなく、改悛の情顕著である。

被告人は成年間もなく、少年時の補導歴はおろか前科もない。従って実刑をもってしなければ矯正不可能な程の反社会的性格を持っているとは思えない。刑事政策的にも前科もない若年者には出来る限り刑務所内の空気に接触させない方がよい。被告人も従来 of 安易な生活態度を反省し、嘆願書のとおり自力で更生すべく努力し規律ある生活を営んで居り、事件後の被告人の生活態度から改悛の情が顕著と認められる。

(4) 被害者等やHにも被告人に本件犯行の動機づけをした点の責任の一端はある。

まず、M、S 両名とも 16 才、17 才の少女とは思えない程異性に対し大胆過ると言うか、慎重さが欠如しているということである。

Mの場合本人の供述調書のとおり、1970 年 1 月上旬不純交際が因で父の叱責を受け本件当時妊娠 4 カ月であったこと、そのため家庭も職場もおもしろくなくヤケ気味な生活をおくっていたことが認められ、そのため被告人の供述にもあるとおり、当初から被害者の言動にはズベ公と思われるものがあつた。被告人が右Mと肉体関係を持ちたいという欲望をおこしたのはそのためである。

被告人に誘われるまま身体を許し、いよいよ被告人をして犯意を抱かせたもので、Mの素行は本件以前から悪く、両親を悩ませていたことは嘆願書からも窺える。

Sの場合も本人の供述調書のとおり、同棲していた男に捨てられたと思ひこみ、男のもとを出てカフェーに勤めて 2 日目にしてしかも初めての客である被告人に誘われるまま店を出てコザで午前 3 時頃まで飲み歩き、連れの者が帰ってもそのまま居残り被告人と肉体関係に及んだことが認められる。

以上のとおり被害者両名の行動は全く軽率であるが、Mの場合本件を契機に真面目な生活を営んでいる。

Hの場合、被告人の家庭とは近所付き合いの間柄で被告人に妻子があること、被告人が連れて来た右Mが未成年であることを知りながら被告人の両親に告げず犯罪を未然に防止しなかったばかりか、右Mが店から逃げるや被告人に対し、被告人の父親が厳格な人柄であることを逆用し、父に知らせるとか、父の職業にも影響する等と執拗な督促をなして被告人を驚愕させ、被告人を第2の犯行に駆り立てたもので全く常軌を逸脱している。

右は犯罪の成否に関係はないが、情状酌量の対象となるものと思料する。

添付書類 嘆願書 4 通

1971年2月25日

右弁護士 比嘉昇

琉球高等裁判所 御中

上 告 趣 意 補 追 書

被告人 Y

右の者に対する営利誘拐被告事件について1971年2月25日付提出した上告趣意書を次のとおり補追する。

上告趣意は、原判決の量刑不当を主張し1乃至7の理由を述べていますが、本補追書は右各理由に共通する趣旨である。

弁護士は、上告趣意として原判決が被告人には刑の執行猶予を相当とする情状があるのにこれを全く無視若しくは看過して実刑を量定処断したことは刑の量定重きに過ぎ不当であるから破棄すべきであると指摘した。

執行猶予の制度、意義その運用については実務上、検事の重要職務の一つは起訴不起訴の裁定にあると同様裁判官の職務における最重要事は刑の執行猶予の言渡にあるといえることができる。この執行猶予の言渡如何が刑事裁判の最大眼目であり、従ってその運用如何は社会の治安と被告人の運命に至大なる関連を有するのである。現行の行刑制度から見ても短気自由刑の弊害は甚だしく執行猶予制度の活発な運用は避け難いといわなければならない、といわれている。

[中略]

以上の点は原審に提出された証拠に照らし認められるし又被告人の判決後の謹慎した生活態度によっても明らかであるので実刑処遇をもって臨まねばならない必要性もないのであるから今回は刑の執行を猶予しもって被告人を改過遷善に導きその更生に期待することが相当である。

1971年3月27日

弁護士 下地寛忠

琉球高等裁判所 御中

(10) 琉球高判 1971・5・14 (『琉球高等裁判所刑事判決綴 1971 年度 2』
146 丁)

1970 年(あ)第 67 号

判 決

本籍並に住居 那覇市辻町 [以下略]

職業 カフェー経営

****[男、以下Z] 昭和 14 年*月*日生

本籍並に住居、職業 右同

****[女、以下N] 昭和 12 年*月*日生

右の者らに対する児童福祉法違反被告事件について、那覇家庭裁判所が 1970 年 11 月 17 日言い渡した判決に対し検察官から上告の申立があったので、当裁判所は検察官具志堅用義出席のうえ審理し、次のとおり判決する。

主 文

原判決を破棄する。

被告人兩名をそれぞれ懲役 1 年に処する。

ただし、被告人 N に対し、この裁判確定の日から 3 年間右刑の執行を猶予し、右猶予の期間中同被告人を保護観察に付する。

原審における訴訟費用は被告人兩名の連帯負担とする。

理 由

本件上告の趣意は、末尾添付の上告趣意書写記載のとおりであり、その論旨は被告人らを罰金 70 弗に処した原判決の刑の量定甚だしく軽きに失し不当であって、原判決は破棄せらるべきものであるというにある。

よって、本件記録を調査してみるに、被告人らは共謀のうえ****[女、以下F] (昭和 27 年*月*日生) を自ら経営するカフェーの女給として雇い入れ、自宅 2 階の 1 室に住み込ませ、同女が未だ 18 才に満たない児童であると知りながら、同女に対し敢て売淫を勧め、あるいは強制したり等して同女をしてその個室において売淫をなさしめ、その淫行の対価たる収益について、歩合による利得を図っていたものであって、その動機たるや専ら自己の利益のためであり、そのために右児童を犠牲に供して顧みなかったものであることが認められる。このような被告人らの本件犯行の動機、態様が児童福祉法の精神をいちぢるしくじゅうりんした極めて悪質なものであることは多言を要しない

ところである。しかして、被告人Zは前科歴があり、その最終前科については、1962年6月12日民政府上訴裁判所において破壊侵入の罪により懲役8年に処せられ¹²、服役中1968年6月21日釈放され謹慎改悟すべき身でありながら、釈放後僅か1年3月経たばかりで本件犯行を敢行したもので、被告人Nは前科2犯を有し、最後の第2犯は1969年2月21日那覇地方裁判所において贓物牙保、同故買の罪責により懲役2年、但し執行猶予4年、罰金100弗に処せられ、これまた謹慎すべき身でありながら現に執行猶予期間中に本件犯行を敢行したものである。(この被告人らの各前科は同人らに対する各前科調書及び同人らの司法警察員に対する各供述調書により認められる。Zの右最終前科は累犯の対象となるべきものである)

以上の点及び同人等の経歴、年令、職業、その他諸般の事情を総合考慮してみると、——被害者Fは被告人ら経営のカフェーに雇われる以前すでに売淫の経験を有していたこと、同店に働くようになったのもFの希望に端を発していること、Fが同店に勤務して間もなく一応親許にFを引取ってもらっていること、しかるにFは帰宅を嫌がり帰路の途中から逃げ戻り再び希望して同店に働くようになったこと等——被告人等に有利な諸事情を考慮斟酌しても、原審が被告人らに対し罰金刑を科した量刑は著しく軽きに失し不当なものと認められる。本件上告は理由があり、原判決は破棄を免れない。

よって、刑事訴訟法415条5号、420条1項本文により原判決を破棄し、同法423条但書に則り、更に次のとおり判決する。

原判決の確定した罪となるべき事実を法律に照らすと被告人らの原判示所為は刑法60条、児童福祉法36条1項8号、62条1項に各該当するので所定刑中懲役刑を選択し被告人Nに対しては所定期刑の範囲内で、被告人Zに対しては、前記の累犯の対象となる前科があるので刑法56条1項、57条により再犯の加重をした刑罰の範囲内で被告人兩名をそれぞれ懲役1年に処するが、被告人Nに対しては、本件は前記の如く執行猶予中の犯行であるが情状等特に憫諒すべきものがあるので刑法25条2項によりこの裁判確定の日から3年間右の刑の執行を猶予し同法25条の2第1項後段により猶予の期間中同被告人を保護観察に付することとする。原審における訴訟費用については刑事訴訟法

12 事件番号 AC-2-62 (琉大附属図書館戦後資料室 320/UN/794 所収) であり、被告人から量刑不当を理由として米国民政府上訴審裁判所に上訴があったが、9月5日に上訴棄却された。原審は米国民政府刑事裁判所の高等裁判所であり、SUP C-18-62, Docket No.086 (同 320/UN/723 所収) である。こちらの判決日が6月12日であり、布令144号2.2.30条(米軍要員宅侵入強盗)違反の罪で懲役8年の刑が言い渡された。

182条1項本文、183条を適用し被告人兩名に連帯して負担させることとする。

よって、裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

1971年6月8日

琉球高等裁判所

裁判長裁判官 大山永太郎 裁判官 山城政正 裁判官 宮城藤義

上 告 趣 意 書

児童福祉法違反 Z

N

右の者等に対する頭書被告事件につき那覇家庭裁判所が言渡した判決に対し検察官から上告の申立をした理由は左のとおりである。

1971年1月20日

琉球高等検察庁

検察官検事 具志堅用義

琉球高等裁判所

裁判長裁判官 大山永太郎 殿

記

原判決は、公訴事実を全面的に認定しながら刑を量定するに際し検察官の懲役2年の求刑に対し被告人等をそれぞれ罰金70弗に処したのは量刑甚だしく軽きに失し量刑不当の失当あるもので破棄せられるべきものと思料する。

記録を検討精査するに

1. 被告人等兩人はカフェー「***」を経営している者であるが、18才に満たない児童であるFを女給として雇い入れて外人客を相手に売淫をさせて利得を得ていたものである。(記録23丁5行-10行)

被告人NはFを雇い入れて約1週間後、営業中の同店カウンターの所に同人を呼びつけ「今来ている外人の客をとりなさい」と言って外人客との淫行をすすめたところ、同人が「客取りはいやです」と断ったので同被告人は恐れ目付きで同人に対し「お金をたくさん持っているから連れて行きなさい」と命じ、同人をして畏怖の念を起こさしめて淫行をなさしめしかも被告人自ら外人客から売淫料を受取り、その内5弗を同人に交付しているのであり、(記録22丁3行-23丁8行)被告人Zは同Fに対し「お客を取りな

さい」と云って店から客と一緒に外へ出す等して同人に淫行を為すことをすすめ（記録30丁6行-裏1行）更に被告人等兩人は同人に対し「お客を取りなさい」と云ったところ同人が之に従わず客をとらないで友達と共に逃げて酒を飲んで来たと言うことで同人の顔面を3、4回殴打する等の暴行を加える等して（記録30丁裏3行-11行）同人をして継続的に前後約12回に亘り外人客を相手に淫行をなさしめているのである。（記録22丁裏7行-23丁4行）

剩え被告人Zは警察官に対する偽装工作として前記Fに対し昭和26年8月生まれの大城*子名義の住民票を示し「その通り覚えて警察官が店に来て尋ねられたらこの住民票のとおり返答する様」指示して（記録23丁裏7行-24丁1行）18才未満の児童を教唆して取締当局をあざむかしめるための奸計を弄する等（記録23丁7行-24丁裏1行）の悪質狡猾な手段を以って計画的継続的に本件を犯しているものである。

被告人等の所為は児童をして淫行をさせその犠牲に於て利益を追求する所謂管理売春行為の典型的な悪質非道の犯行と云うべきものであり被告人等の犯行は児童福祉の理念の実現を阻害するものであり、児童育成の国家的乃至は社会的責任の見地に照らしても些かの情状酌量すべき余地もないものと思慮される。

2. 尚、被告人Zは前科4犯の前歴を有し最終前科については1968年6月21日刑期満了により沖縄刑務所を出所して居り、その後僅か1年3ヶ月を経て本件犯行に及んでいるものであり（記録75丁76丁）

被告人Nは前科2犯を有し、最後の第2犯は1969年3月8日贓物牙保、贓物故買の罪により懲役2年、4年間執行猶予の判決確定し（記録80丁、81丁）現在執行猶予中の者であるに拘らず敢て本件を犯していることは被告人等に何等反省の跡改悛の情が認められない何よりの証左であり、被告人等の生活環境及營業の態様の面とを考慮させて考慮すれば再犯の虞なきを保証し難いことは客観的合理的に推認されるところである。

この点に於ても情状酌量すべき特段の事情が認められないのは言うまでもないことである。

3. 刑の選択及其の量定は裁判所の専権に属することは論をまたないところであるが、その量定は、犯罪の認定事実及犯情等諸般の事情に照らして成程量定基準に則してなされるべきであり他の類似事件に比し酌量すべき特段の事情のない限り同種、類似事件の量刑との均衡をも考慮に入れらるべきであり、若し刑の量定が合理的な慣例から大きく隔絶し甚だしく軽きに失しその合理性を疑わしめるが如き印象を与える結果を招来すると

すれば犯罪の特別予防の見地からはもとより、一般予防の見地からも将来に禍根を残す事なきは保障し難いものと思料されるところである。

因みに本件類似の被告事件についての下級審に於ける判決例は別紙添付のとおりすべて懲役刑を選択処断して居り、本件は他の類似事件に比し罪質犯情の悪質の点に於ていささかもそんな色なく情状酌量されるべき特段の事情等は認められないのに拘らず、ひとり本件のみにつき罰金 70 弗に処した原判決は本件の類似犯罪に対する刑の均衡の面からも甚だしく軽きに失し失当あるものと云うべきである。

以上のとおりであるので原判決を破棄し、さらに適正な裁判を求めるため上告に及んだ次第である。

【類似事件の判決例】

- | | | | |
|-------------|--------------|------------------------|--------------------|
| 1. 那覇家裁 | 1967年(小口)第3号 | 1968年4月16日 | 懲役2年 2年間執行猶予 |
| 2. 那覇家裁コザ支部 | 1968年(小イ)第4号 | 1969年8月29日 | 懲役1年 3年間執行猶予 |
| 3. " | 1968年(小イ)第2号 | 1968年9月4日 | 懲役1年 2年間執行猶予 |
| 4. " | 1968年(小イ)第3号 | 1968年9月10日 | 懲役1年6月 未決勾留日数80日算入 |
| 5. " | 1968年(小イ)第1号 | 1968年11月14日 | 懲役1年 2年間執行猶予 |
| 6. " | 1968年(小イ)第5号 | 1969年12月24日 [㊸事件では14]日 | 懲役1年 2年間執行猶予 |
| 7. 那覇家裁コザ支部 | 1969年(小イ)第1号 | 1969年9月18日 | 懲役1年 2年間執行猶予 |
| 3. 那覇家裁 | 1970年(小イ)第1号 | 1970年5月11日 | 懲役2年 3年間執行猶予 |

以上